

第13回「保育所保育指針」改定に関する検討会

- 1 日時 平成19年7月31日（火）14：00～16：00
- 2 場所 三田共用会議所
- 3 議題 改定の間接報告案等について
 - 中間報告骨子案及び素案について
 - ワーキンググループとその進め方について
 - 今後の予定について
- 4 配付資料
 - 資料1 保育所保育指針中間報告案
 - 資料2 保育所保育指針たたき台修正案
 - 資料3 保育所保育指針ワーキンググループについて
 - 資料4 前回（第12回）における主な意見

保育所保育指針の改定について（中間報告）（案）

平成 19 年 7 月

「保育所保育指針」改定に関する検討会

本検討会においては、昨年12月から、保育所における保育の内容を定める「保育所保育指針」の改定について検討を進め、このたび、以下のとおり「中間報告」を取りまとめた。今後、更に内容の充実が必要な点等について検討を進め、幼稚園教育要領の改定についての検討状況も踏まえつつ、本年中を目途に、最終的な報告を取りまとめる予定である。

1. 改定の背景

○ 現行の「保育所保育指針」策定から7年余りが経過し、この間、子どもたちが家庭内や地域において人と関わる経験が少なくなったり、生活リズムが乱れたりするなど、子どもの生活環境が変化してきている。また、保護者についても、子育ての孤立化や子どもに関する理解の不足などから、不安や悩みを抱える保護者が増加し、養育力の低下が指摘されたりするなど、子育ての環境が変化してきている。このように、子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化する中で、以下のように、保育所に期待される役割が深化・拡大している。

(1) 乳幼児期は、子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、家庭や地域の子育て力の低下が指摘される中で、保育所における質の高い養護や教育の機能が求められている。特に、昨年12月に制定された教育基本法に幼児期の教育の振興が盛り込まれるなど、就学前の子どもに対する教育機能の充実が課題となっている。

(2) 保育所に入所している子どもの保育とともに、その保護者に対し、就労状況や子どもとの関係等を踏まえた適切な支援、更には地域の子どもやその保護者に対する子育て支援を担う役割が一層高まっている。

○ このような背景を踏まえ、保育所が果たすべき役割を再確認し、子どもの保育や保護者への支援等を通じて適切にその役割や機能を発揮できるよう、保育所の根幹である保育の内容の質を高める観点から、「保育所保育指針」の内容の改善・充実を図ることが必要である。

2. 改定に当たっての基本的考え方

(1) 各保育所の保育の内容の質を高める観点から、「保育所保育指針」を厚生労働大臣が定める告示とすることにより、保育所における保育の内容及びこれに関連する運営に関する事項を定めた最低基準としての性格を明確化する。

- (2) 告示化により、すべての保育所が遵守すべき最低基準として位置付けられるが、保育の質を向上させるための各保育所の創意工夫や取組を促す観点から、内容の大綱化を図る。
- (3) 「保育所保育指針」が保育現場における実践に日常的に活用されるとともに、子どもの保護者にも理解される内容となるよう、明解で分かりやすい表現を用いる。
- (4) 「保育所保育指針」と併せて解説（ガイドライン）を作成し、内容の解説や補足説明、保育を行う上での留意点、各保育所における取組の参考になる関連事項等を記載する。

3. 改定の内容

- 改定の背景や改定に当たっての基本的考え方を踏まえ、現行の「保育所保育指針」については、次に掲げる内容の見直しが必要である。なお、以下の事項を中心として、本検討会においてこれまで議論した内容を中間的に整理したものを別添「保育所保育指針（素案）」として取りまとめたが、その内容については、保育関係者など広く国民の意見を聞きながら、解説（ガイドライン）の内容と併せて、更に検討を深めていく必要がある。

（保育所の役割）

- ・ 保育所は、入所する子どもの健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。こうした保育所の役割について、「保育所保育指針」に明確に位置付けることが必要である。その際、保育所は、その特性を生かし、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援、地域における子育て支援など保護者に対する支援等を行う役割を担っていることを明確化すべきである。
- ・ 保育所の役割及び機能が適切に発揮されるよう、子どもの保育や保護者の支援に当たる保育士の業務を明確化するとともに、保育士をはじめとする職員間の連携や地域との連携についても明示することが必要である。
- ・ 保育の内容に関する対外的な説明責任、個人情報への適切な取扱いや保護者の苦情の解決など、保育所の社会的責任を明確化すべきである。

（保育の内容、養護と教育の充実）

- ・保育所における保育は、養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成することをその特性としている。このことについて、保育に携わる者の間に共通の理解を形成し、養護と教育の充実を図るため、養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、教育とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達援助であるということを明確にすべきである。
- ・上記に関連して、保育の「ねらい」と「内容」についても、具体的な内容を把握するための視点として、養護と教育の両面から示すことが有効であると考えられる。この場合、実際の保育においては、子どもの活動との関わりの中で、養護と教育が一体となって展開されることに留意することが必要である。
- ・「保育の内容」については、現行の「保育所保育指針」においては6か月未満児から6歳児までの八つの発達過程区分ごとに示されているが、内容の大綱化を図る観点から、どの発達過程区分にも共通する基本的な事項を示した上で、乳児、3歳未満児、3歳以上児など発達過程に応じた特有の配慮事項を併せて示すべきである。
- ・他方で、一人一人の子どもの状況や発達過程を踏まえた適切な保育を行うに当たっては、乳幼児期の発達の特性やその過程について、誕生から就学までの長期的視野を持って子どもを理解することが必要であることから、「保育の内容」を支えるものとして、子どもの発達の道筋を示すことが必要である。
- ・子どもの健康・安全及び食育については、子どもの生命を保持し、健全な心身の発達を図る上で欠くことができない重要なものであり、「保育所保育指針」に明確に位置付けるべきである。
- ・これらの健康・安全及び食育に関する内容については、各保育所が作成する保育の計画の中に適切に位置付けるとともに、施設長の責任の下に、全職員が連携、協力して、健康・安全及び食育に配慮した保育が年間を通じて計画的に展開されることが期待される。また、取組の方針や具体的な活動の企画立案等の業務については、専門的職員が担当することが望ましい。

(小学校との連携)

- ・子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、保育の内容の工夫を図るとともに、就学に向けて、小学校との積極的な連携を図るよう配慮することが求められる。
- ・また、保育所においても、幼稚園と同様に、就学に際して、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付され、活用されるよう

にすることが必要である。

(保護者に対する支援)

- ・ 保育所の目的は、入所する子どもの健全な心身の発達を図ることであるが、今日、保育所は、保育所の特性や保育士の専門性を生かし、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保育所に入所する子どもの保護者や地域の子育て家庭を積極的に支援するという役割を果たしていくべきである。
- ・ 保護者に対する支援を行うに当たっては、子どもの最善の利益を考慮するとともに、保護者とともに子どもを育てる営みに関わるという視点が重要である。また、子どもや保護者の意向を尊重しながら、保護者の養育力の向上に結び付くような支援が行われることが求められる。

(計画・評価、職員の資質向上)

- ・ 保育所は、保育の質の向上を図り、保育所の役割や社会的責任を果たすため、保育の計画の作成及びそれに基づく実践を行うとともに、その保育の内容等について、保護者や地域住民等の意見も聞くなどして、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めることが必要である。
- ・ 各保育所においては、上記の自己評価等を踏まえ、職員が保育所の課題について共通理解を深め、体系的・計画的な研修や職員の自己研鑽等を通じて、職員の資質向上及び職員集団の専門性の向上を図ることが求められる。
- ・ また、保育の質の向上のため、施設長の責務を明確化することが必要である。

4. 改定に伴う今後の検討課題

(1) 「保育所保育指針」の趣旨・内容の保育現場等への伝達及び普及

- 改定後の「保育所保育指針」の趣旨・内容が保育の関係者に十分理解され、同指針が保育現場における実践に日常的に活用されるよう、「保育所保育指針」が施行されるまでの間に、保育所の職員を対象とした研修の充実や市町村等の担当者に対する十分な周知等が必要である。また、「保育所保育指針」が子育て中の保護者にも理解されるものとなるよう、保育現場のみならず、広く社会への伝達及び普及を図ることが必要である。

- また、指定保育士養成施設においても、関係団体等の支援の下に、「保育所保育指針」の改定を踏まえた講義・演習内容等の見直しや、保育現場との一層の連携・協力を図ることが必要である。

(2) 保育内容の充実に資するための制度改正

- 保育所の保育の内容を規定する児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条には、健康状態の観察などの保育士が行わなければならない事項や、自由遊びなどの子どもの活動といった個別の事項が列記されているが、ここに、養護及び教育を一体的に行うという保育所における保育の特性を明記することが必要である。

(3) 保育所における人材の確保と定着

- 保育士等がやりがいを感じながら、将来にわたって働き続けられるようにすることにより、保育所における質の高い人材を安定的に確保し、その定着を促進していくことが必要である。

(4) 保育環境等の整備

- 「保育所保育指針」の内容が保育現場で確実に実践されるよう、保育所における取組はもとより、国及び地方公共団体においても、保育内容の充実、保健や安全の確保及び食育の推進等の観点から、必要な財源の確保や業務の効率化の推進と併せ、保育環境の改善・充実のための方策について検討することが必要である。
- また、保育所の職員の資質向上等の観点から、研修の内容や実施方法の改善、職員の研修への積極的参加、保育所外の人材の積極的活用が図られることが必要である。

(5) 保育の質の向上のためのプログラムの策定

- 国及び地方公共団体においては、新たな「保育所保育指針」に基づく保育の内容及びこれに関連する運営の改善や保育環境の整備など、今後取り組んでいくことが必要な施策を一体的・計画的に推進するためのプログラムを策定し、各保育所における保育の質の向上に確実につなげていく取組が必要である。

保育所保育指針（素案）

第1章 総則

1 趣旨

- (1) この指針は、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものである。
- (2) 各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。

2 保育所の役割

- (1) 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に基づき、保育に欠ける乳幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。
- (2) 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。
- (3) 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。
- (4) 保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものである。

3 保育の原理

(1) 保育の目標

ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。

- (ア) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

- (イ) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。
 - (ウ) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。
 - (エ) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。
 - (オ) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。
 - (カ) 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。
- イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性をいかして、その援助に当たらなければならない。

(2) 保育の方法

保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。

- ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。
- イ 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。
- ウ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。
- エ 子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。
- オ 子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。
- カ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。

(3) 保育の環境

保育の環境には、保育士や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。

- ア 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること。
- イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努めること。

ウ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。

エ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。

4 保育所の社会的責任

(1) 保育所は、子どもの人権を尊重して保育の実施に当たらなければならない。

(2) 保育所は、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

(3) 保育所は、入所する子ども等の個人情報適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。

第2章 子どもの発達

子どもの発達は、様々な環境との相互作用により促されていく。すなわち、発達とは、子どもがそれまでの体験を基にして、環境に働きかけ、環境との相互作用を通して、豊かな心情、意欲及び態度を身に付け、新たな知識及び能力を獲得していく過程である。特に大切なのは、人との関わりであり、愛情豊かで思慮深い大人による保護や世話などを通して、大人と子どもの相互の関わりが十分に行われることが重要である。この関係を起点として、次第に他の子どもとの間でも相互に働きかけ、関わりを深め、人への信頼感と自己の主体性を形成していくのである。

これらのことを踏まえ、保育士等は、次に示す子どもの発達の特性や発達過程を理解し、発達及び生活の連続性に配慮して保育しなければならない。その際、保育士等は、子どもと生活や遊びを共にする中で、一人一人の子どもの心身の状態を把握しながら、その発達の援助を行うことが必要である。

1 乳幼児期の発達の特性

- (1) 子どもは、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定するとともに、人への信頼感が育つ。そして、身近な環境（人、自然、事物、出来事など）に興味や関心を持ち、自発的に働きかけるなど、次第に自我が芽生える。
- (2) 子どもは、子どもを取り巻く環境に主体的に関わることにより、心身の発達が促される。
- (3) 子どもは、大人との信頼関係を基にして、子ども同士の関係を持つようになる。この相互の関わりを通じて、身体的な発達及び知的な発達とともに、情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される。
- (4) 乳幼児期は、生理的、身体的な諸条件や生育環境の違いにより、一人一人の心身の発達の個人差が大きい。
- (5) 子どもは、遊びを通して、仲間との関係を育み、その中で個の成長も促される。
- (6) 乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎が培われる時期であり、特に身体感覚を伴う多様な活動を経験することによって、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力が養われる。また、それらがその後の生活や学びの基礎になる。

2 発達過程

子どもの発達過程は、おおむね次に示す8つの区分としてとらえられる。ただし、この区分は、同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、一人一人の子どもの発達過程としてとらえるべきものである。また、様々な条件により、子どもに発達の遅れや保育所の生活に慣れにくいなどの状態が見られても、保育士等は、子ども自身の力を十分

に認め、一人一人の発達過程や心身の状態に応じた適切な援助及び環境構成を行うことが重要である。

(1) おおむね6か月未満

誕生後、母体内から外界への環境の激変に適応し、体重や身長が増加するなど、著しい発達が見られる。首がすわり、手足の動きが活発になり、その後、寝返り、腹ばいなど全身の動きが活発になる。視覚、聴覚などの感覚の発達はめざましく、泣く、笑うなどの表情の変化や体の動き、なん語などで自分の欲求を表現し、これに応答的に関わる特定の大人との間に情緒的な絆が形成される。

(2) おおむね6か月から1歳3か月未満

座る、はう、立つ、つたい歩きといった運動機能が発達すること、及び自由に手を使えるようになることにより、周囲の人や物に興味を示し、探索活動が活発になる。特定の大人との応答的な関わりにより、情緒的な絆が深まり、あやしてもらおうと喜ぶなどやり取りが盛んになる一方で、人見知りをするようになる。また、身近な大人との関係の中で、自分の意思や欲求を身振りなどで伝えようとし、大人から自分に向けられた気持ちや簡単な言葉がわかるようになる。食事は、離乳食から幼児食へ徐々に移行する。

(3) おおむね1歳3か月から2歳未満

歩き始め、手を使い、言葉を話すようになることにより、身近な人や身の回りの物に自発的に働きかけていく。歩く、押す、つまむ、めくるなど様々な運動機能の発達や新しい行動の獲得により、意欲を高める。その中で、物をやり取りしたり、取り合ったりする姿が見られるとともに、玩具等を実物に見立てるなどの象徴機能が発達し、人や物との関わりが強まる。また、大人の言うことが分かるようになり、自分の意思を親しい大人に伝えたいという欲求が高まる。指差し、身振り、片言などを盛んに使うようになり、二語文を話し始める。

(4) おおむね2歳

歩く、走る、跳ぶなどの基本的な運動機能や、指先の機能が発達する。それに伴い、食事、衣類の着脱など身の回りのことを自分でしようとする。また、排泄の自立のための身体的機能も整ってくる。発声が明瞭になり、語いも著しく増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになる。行動範囲が広がり探索活動が盛んになる中、自我の育ちの表れとして、強く自己主張する姿が見られる。盛んに模倣し、物事間の共通性を見いだすことができるようになるとともに、象徴機能の発達により、大人と一緒に簡単なごっこ遊びを楽しむようになる。

(5) おおむね3歳

基本的な運動機能が伸び、それに伴い、食事、排泄、衣類の着脱などもほぼ自立できるようになる。話し言葉の基礎ができて、盛んに質問するなど知的興味や関心が高まる。自我がよりはっきりしてくるとともに、友達との関わりが多くなるが、実際に

は、同じ遊びをそれぞれが楽しんでいる平行遊びであることが多い。大人の行動や日常生活において経験したことをごっこ遊びに取り入れたり、象徴機能や観察力を発揮して、遊びの内容に発展性が見られるようになる。予想や意図、期待を持って行動できるようになる。

(6) おおむね4歳

全身のバランスを取る能力が発達し、体の動きが巧みになる。自然など身近な環境に積極的に関わり、様々な物の特性を知り、それらとの関わり方や遊び方を体得していく。想像力が豊かになり、目的を持って行動し、作ったり、描いたり、試したりするようになるが、自分の行動やその結果を予測して不安になるなどの葛藤も経験する。仲間とのつながりが強くなる中で、けんかも増えてくる。その一方で、決まりの大切さに気付き、守ろうとするようになる。情感が豊かになり、身近な人の気持ちを察し、少しずつ自分の気持ちを抑えられたり、我慢ができるようになってくる。

(7) おおむね5歳

基本的な生活習慣が身に付き、運動機能はますます伸び、喜んで運動遊びをしたり、仲間とともに活発に遊ぶ。言葉によって共通のイメージを持って遊んだり、目的に向かって集団で行動することが増える。さらに、遊びを発展させ、楽しむために、自分たちで決まりをつくったりする。また、自分なりに考えて判断したり、批判する力が生まれ、けんかを自分たちで解決しようとするなど、お互いに相手を許したり、認めたりといった社会生活に必要な基本的な力を身に付けていく。他人の役に立つことを嬉しく感じたりして、仲間の中の一人としての自覚が生まれる。

(8) おおむね6歳

全身運動が滑らかで巧みになり、快活に跳び回るようになる。これまでの体験から、自信や、予想や見通しを立てる力が育ち、心身ともに力があふれ、意欲が旺盛になる。仲間の意思を大切にしようとし、役割の分担が生まれるような共同遊びやごっこ遊びを行い、満足するまで取り組もうとする。様々な知識や経験をいかし、創意工夫を重ね、遊びを発展させる。思考力や認識力も高まり、文字や社会事象、自然事象などへの興味や関心も深まっていく。自立心が一層高まってくるが、身近な大人に甘えてくることもある。

第3章 保育の内容

保育の内容は、「ねらい」及び「内容」で構成される。「ねらい」は、第1章（総則）に示された保育の目標をより具体化したものであり、子どもが保育所において、安定した生活を送り、充実した活動ができるように、保育士等が行わなければならない事項及び子どもが身に付けることが望まれる心情、意欲、態度などの事項を示したものである。また、「内容」は、これらの「ねらい」を達成するために、子どもの生活やその状況に応じて保育士等が行うべき事項と、子どもが環境に関わって経験し、展開する具体的な活動などの事項を示したものである。

保育士等が、上記の「ねらい」及び「内容」を具体的に把握するための視点として、「養護に関わるねらい及び内容」と「教育に関わるねらい及び内容」との両面から示しているが、実際の保育においては、養護と教育が一体となって展開されることに留意することが必要である。

ここにいう「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりである。また、「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助であり、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」及び「表現」の5領域から構成される。この5領域並びに「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育内容は、子どもの生活や遊びを通して相互に関連を持ちながら、総合的に展開されるものである。

1 保育のねらい及び内容

(1) 養護に関わるねらい及び内容

ア 生命の保持

(ア) ねらい

- ① 一人一人の子どもの心身の状態を把握し、疾病等の発見に努め、快適に生活できるようにする。
- ② 疾病等の発生の予防や事故防止などに努め、必要に応じ、適切に対応する。
- ③ 保健的で安全な環境の下で、子どもの生理的欲求を十分に満たす。
- ④ 適度な運動及び休息並びに食生活の充実を通して、積極的に子どもの健康増進を図る。
- ⑤ 健康、安全に過ごすために必要な基本的な習慣や態度を身に付けることができるようにする。

(イ) 内容

- ① 一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応する。また、子どもが自分から体の異常等を訴えることができるようにする。
- ② 嘱託医等との連携を図り、家庭との連絡を密にしながら、子どもの疾病や事故防止に関する認識を深め、施設内の保健的環境の維持及び向上に努める。
- ③ 常に清潔で安全な環境を整え、適切な世話や応答的な関わりを通して、一人一人の子どもの生理的欲求を満たしていく。また、家庭と協力しながら、子ど

もの発達過程に応じた適切な生活リズムがつくられていくようにする。

- ④ 子どもの発達過程に応じて、適度な運動と休息をとることができるようにする。また、楽しい雰囲気の中で食事ができるようにする。
- ⑤ 食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、自分でしようとする気持ちを大切に、十分に見守り、適切に援助しながら、子どもが意欲的に生活できるようにする。

イ 情緒の安定

(ア) ねらい

- ① 一人一人の子どもに適切な保護や世話をし、子どもが安定感を持って過ごせるようにする。
- ② 一人一人の子どもが、保育士等との信頼関係の中で、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。
- ③ 一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育っていくことができるよう、子ども自らが行う活動を重視し、適切に応じていく。
- ④ 活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事や休息をとり、心身の疲れを癒すように努める。

(イ) 内容

- ① 一人一人の子どもの置かれている状態や発達過程などを的確に把握し、子どもが安心できるような触れ合いや言葉がけを行う。
- ② 温かい雰囲気の中で適切な保護や世話をし、応答的な関わりを通して、子どもの欲求を満たしていく。
- ③ 一人一人の子どもの気持ちを温かく受容し、子どもが安心して自分の気持ちを表出できるようにする。
- ④ 保育士等との信頼関係を基盤に、一人一人の子どもが主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めることができるようにする。
- ⑤ 一人一人の子どもの生活リズム、発達過程、保育時間などに応じて、適切な食事や休息がとれるようにする。

(2) 教育に関わるねらい及び内容

ア 健康

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

(ア) ねらい

- ① 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
- ② 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- ③ 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。

(イ) 内容

- ① 保育士や友達と触れ合い、安定感を持って生活する。
- ② いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。
- ③ 進んで戸外で遊ぶ。
- ④ 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。

- ⑤ 健康な生活のリズムを身に付ける。
- ⑥ 身の回りを清潔にし、衣類の着脱、食事、排泄など生活に必要な活動を自分でする。
- ⑦ 保育所における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整える。
- ⑧ 自分の健康に関心を持ち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
- ⑨ 危険な場所や災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

イ 人間関係

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

(ア) ねらい

- ① 保育所生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。
- ② 進んで身近な人と関わり、愛情や信頼感を持つ。
- ③ 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。

(イ) 内容

- ① 保育士に様々な欲求を受け止めてもらい、保育士に親しみを持ち、安心感を持って生活する。
- ② 安心できる保育士との関係の下で、身近な大人や友達に関心を持ち、模倣して遊んだり、自ら関わろうとする。
- ③ 保育士や友達との安定した関係の中で、共に過ごすことの喜びを味わう。
- ④ 自分で考え、自分で行動する。
- ⑤ 自分でできることは自分でする。
- ⑥ 友達と積極的に関わりながら喜びや悲しみを共感し合う。
- ⑦ 自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。
- ⑧ 友達の良さに気付き、一緒に活動する楽しさを味わう。
- ⑨ 友達と一緒に物事をやり遂げようとする気持ちを持つ。
- ⑩ 良いことや悪いことがあることに気付き、考えながら行動する。
- ⑪ 友達との関わりを深めるとともに、異年齢の友達と関わり、思いやりや親しみを持つ。
- ⑫ 友達と楽しく生活する中で決まりの大切さに気付き、守ろうとする。
- ⑬ 共同の遊具や用具を大切にし、みんなで使う。
- ⑭ 高齢者をはじめ地域の人々など自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみを持つ。
- ⑮ 外国人など、自分とは異なる文化を持った人に親しみを持つ。

ウ 環境

周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

(ア) ねらい

- ① 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。
- ② 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。

- ③ 身近な事物を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。

(イ) 内容

- ① 安心できる人的及び物的環境の下で、聞く、見る、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする。
- ② 好きな玩具や遊具に興味を持って関わり、様々な遊びを楽しむ。
- ③ 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。
- ④ 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心を持つ。
- ⑤ 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。
- ⑥ 自然などの身近な事象に関心を持ち、取り入れて遊ぶ。
- ⑦ 身近な動植物に親しみをもち、いたわったり、大切にしたり、育てるなどして、生命の尊さに気付く。
- ⑧ 身近な物を大切にする。
- ⑨ 身近な物や遊具に興味を持って関わり、考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。
- ⑩ 日常生活の中で数量や図形などに関心を持つ。
- ⑪ 日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心を持つ。
- ⑫ 近隣の生活に興味や関心を持ち、保育所内外の行事などに喜んで参加する。

エ 言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞くこととする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

(ア) ねらい

- ① 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- ② 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
- ③ 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育士や友達と心を通わせる。

(イ) 内容

- ① 保育士の応答的な関わりや話しかけにより、自ら言葉を使おうとする。
- ② 保育士と一緒に簡単なごっこ遊びをする中で、言葉のやり取りを楽しむ。
- ③ 保育士や友達の言葉や話に興味や関心を持ち、親しみを持って聞いたり、話したりする。
- ④ したこと、見たこと、聞いたこと、味わったこと、感じたことを自分なりに言葉で表現する。
- ⑤ したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。
- ⑥ 人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。
- ⑦ 生活の中で必要な言葉が分かり、使う。
- ⑧ 親しみを持って日常のあいさつをする。
- ⑨ 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。

- ⑩ いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。
- ⑪ 絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わう。
- ⑫ 日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。

オ 表現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

(ア) ねらい

- ① いろいろな物の美しさなどに対する豊かな感性を持つ。
- ② 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。
- ③ 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。

(イ) 内容

- ① 水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。
- ② 保育士と一緒に歌ったり、簡単な手遊びをしたり、リズムに合わせて体を動かしたりして遊ぶ。
- ③ 生活の中で様々な音、色、形、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、楽しんだりする。
- ④ 生活の中で様々な出来事に触れ、イメージを豊かにする。
- ⑤ 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。
- ⑥ 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりする。
- ⑦ いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。
- ⑧ 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう。
- ⑨ かいたり、つくったりすることを楽しみ、それを遊びに使ったり、飾ったりする。
- ⑩ 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりする楽しさを味わう。

2 保育の実施上の配慮事項

保育士等は、一人一人の子どもの発達過程やその連続性を踏まえ、ねらいや内容を柔軟に取り扱うとともに、特に、次の事項に配慮して保育しなければならない。

(1) 保育に関わる全般的な配慮事項

- ア 子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助すること。
- イ 子どもの健康は、生理的、身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもらわれることに留意すること。
- ウ 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助すること。
- エ 子どもの入所時の保育に当たっては、できるだけ個別的な対応を行い、子どもが安定感を得て、次第に主体的に保育所の生活に適應できるようにするとともに、既

に入所している子どもに不安や動揺を与えないよう配慮すること。

オ 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮すること。

カ 子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮すること。

(2) 乳児保育に関わる配慮事項

ア 乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。

イ 一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育士が応答的に関わるようにすること。

ウ 乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、第5章（健康及び安全）に示された事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性をいかした対応を図ること。

エ 保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ、保護者への支援に努めていくこと。

オ 担当の保育士が変わる場合には、子どものそれまでの経験や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。

(3) 3歳未満児の保育に関わる配慮事項

ア 特に感染症にかかりやすい時期であるので、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけること。

イ 食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなど、生活に必要な基本的な習慣については、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。

ウ 探索活動が十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びを取り入れること。

エ 子どもの自我の育ちを見守り、その気持ちを受け止めるとともに、保育士が仲立ちとなって、友達気持ちや友達との関わり方を丁寧に伝えていくこと。

オ 情緒の安定を図りながら、子どもの自発的な活動を促していくこと。

カ 担当の保育士が変わる場合には、子どものそれまでの経験や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。

(4) 3歳以上児の保育に関わる配慮事項

ア 生活に必要な基本的な習慣や態度を身に付けることの大切さを理解し、適切な行動を選択できるよう配慮すること。

イ 子どもの情緒が安定し、自己を十分に発揮して活動することを通して、やり遂げる喜びや自信を持つことができるように配慮すること。

ウ 様々な遊びの中で、全身を動かして意欲的に活動することにより、体の諸機能の

- 発達が促されることに留意し、子どもの興味や関心が戸外にも向くようにすること。
- エ けんかなど葛藤を経験しながら次第に相手の気持ちを理解し、相互に必要な存在であることを実感できるよう配慮すること。
- オ 生活や遊びを通して、決まりがあることの大切さに気づき、自ら判断して行動できるよう配慮すること。
- カ 自然との触れ合いにより、子どもの豊かな感性や認識力、思考力及び表現力が培われることを踏まえ、自然との関わりを深めることができるよう工夫すること。
- キ 自分の気持ちや経験を自分なりの言葉で表現することの大切さに留意し、子どもの話しかけに応じるよう心がけること。また、仲間と伝え合ったり、話し合うことの楽しさが味わえるようにすること。
- ク 感じたことや思ったこと、想像したことなどを、様々な方法で創意工夫をこらして自由に表現できるよう、保育に必要な材料をはじめ、様々な環境の設定に留意すること。
- ケ 保育所の保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに留意し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

第4章 保育の計画及び評価

保育所は、第1章（総則）に示された保育の目標を達成するために、全体的な「保育計画」及びこれを具体化した「指導計画」から構成される保育の計画を作成しなければならない。

保育の計画は、すべての子どもが、入所している間、安定した生活を送り、充実した活動ができるように、柔軟で発展的なものとし、また、一貫性のあるものとなるよう配慮することが重要である。

また、保育所は、保育の計画に基づいて保育し、保育の内容の評価及びこれに基づく改善に努め、保育の質の向上を図るとともに、その社会的責任を果たさなければならない。

1 保育の計画

(1) 保育計画

ア 保育計画は、各保育所の保育の方針や目標に基づき、第2章（子どもの発達）に示された子どもの発達過程を踏まえ、前章（保育の内容）に示されたねらい及び内容が達成されるよう、作成されなければならない。

イ 保育計画は、地域の実態、子どもや家庭の状況、保護者の意向、保育時間などを考慮して作成されなければならない。また、子どもの育ちに関する長期的見通しを持って保育するよう配慮することが重要である。

(2) 指導計画

ア 指導計画の作成

指導計画の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(ア) 保育計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながらより具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成して、保育が適切に展開されるようにすること。

(イ) 子ども一人一人の発達過程や状況を踏まえて保育すること。

(ウ) 保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。

(エ) 具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。

イ 指導計画の展開

指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(ア) 施設長、保育士などすべての職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。

(イ) 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。

(ウ) 子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりを持つことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得ら

れるよう援助すること。

- (エ) 保育士等が、一人一人の子どもの姿や環境への関わり、保育の過程などを把握し、記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しや改善を図ること。

(3) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項

指導計画の作成に当たっては、第2章（子どもの発達）、前章（保育の内容）及びその他の関連する章に示された事項を踏まえ、特に次の事項に留意しなければならない。

ア 発達過程に応じた保育

- (ア) 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。
- (イ) 3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。
- (ウ) 異年齢で構成される組やグループで保育を行う場合においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。

イ 長時間にわたる保育

長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。

ウ 障害のある子どもの保育

- (ア) 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、個別の支援計画を作成するなど適切な対応を図ること。
- (イ) 保育の展開に当たっては、その子どもの発達の状況や日々の状態によっては、指導計画にとらわれず、柔軟に保育したり、職員の連携体制の中で個別の関わりが十分行えるようにすること。
- (ウ) 家庭との連携を密にし、保護者の意向を受け止めて、適切に対応すること。
- (オ) 専門機関との連携を図り、必要に応じて助言等を得ること。

エ 小学校との連携

- (ア) 子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、保育の内容の工夫を図るとともに、就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るよう配慮すること。
- (イ) 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。

オ 家庭及び地域社会との連携

子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮すること。その際、家庭や地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、人材、行事、施設等の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験をはじめ保育内容の充実が図られるよう配慮すること。

2 保育の内容等の自己評価

(1) 保育士等の自己評価

ア 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。

イ 保育士等による自己評価に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(ア) 子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程への関わりなどに十分配慮すること。

(イ) 自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。

(2) 保育所の自己評価

ア 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育計画及び指導計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

イ 保育所の自己評価を行うに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(ア) 地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解をもって取り組むとともに、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。

(イ) 児童福祉施設最低基準第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聞くことが望ましいこと。

第5章 健康及び安全

子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、保育所においては、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所の子ども集団全体の健康及び安全の確保に努めなければならない。また、子どもが、自らの体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めていくことが大切である。このため、保育所は、第1章（総則）、第3章（保育の内容）等の関連する事項に留意し、次に示す事項を踏まえ、保育を実施しなければならない。

1 子どもの健康支援

（1）子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握

- ア 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。
- イ 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。
- ウ 子ども的心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

（2）健康増進

- ア 子どもの健康に関する保健計画を作成し、全職員がそのねらいや内容を明確にしながら、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。
- イ 子ども的心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。

（3）疾病等への対応

- ア 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、保護者に連絡するとともに、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性をいかした対応を図ること。
- イ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性をいかした対応を図ること。
- ウ 子ども疾病や不時の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしておくこと。

2 環境及び衛生管理並びに安全管理

(1) 環境及び衛生管理

ア 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めること。

イ 子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めること。

(2) 事故防止及び安全対策

ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。

イ 災害や事故の発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。

3 食育の推進

保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成を目指し、その基礎を培うことを目標として、次の事項に留意して実施しなければならない。

(1) 子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものであること。

(2) 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育計画及び指導計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めること。

(3) 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。

(4) 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性をいかした対応を図ること。

4 健康及び安全の実施体制等

健康及び安全に関わる事項は、専門的な知識、経験、保護者の理解と協力等を要することにかんがみ、その効果的な実施のため、次の事項に留意しなければならない。

(1) 施設長の責任の下に、年間を通じて計画的に展開するために、全職員が連携、協力して行うこと。

- (2) 取組の方針や具体的な活動の企画立案及び保育所内外の連絡調整の業務について、専門的職員が担当することが望ましいこと。栄養士、看護師等が配置されている場合には、その専門性をいかして業務に当たること。
- (3) 保護者と常に密接な連携を図るとともに、保育所全体の方針や取組について周知に努めること。
- (4) 市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。

第6章 保護者に対する支援

保育所における保護者への支援は、保育士等の業務であり、その専門性をいかした子育て支援の役割は、特に重要なものである。保育所は、第1章（総則）に示されているように、その特性をいかし、保育所に入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭への支援について、職員間の連携を図りながら、次の事項に留意して、積極的に取り組むことが求められる。

1 保育所における保護者に対する支援の基本

- (1) 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視すること。
- (2) 保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有すること。
- (3) 保育に関する知識や技術などの保育士の専門性や、子どもの集団が常に存在すること等の保育環境など、保育所の特性をいかすこと。
- (4) 一人一人の保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係に配慮して、保護者の養育力の向上に資するよう、適切に支援すること。
- (5) 子育て等に関する相談や助言に当たっては、保護者の意向を受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者一人一人の自己決定を尊重すること。
- (6) 地域の子育て支援に関する資源を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携及び協力を図ること。

2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援

- (1) 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援は、子どもの保育との密接な関連の中で、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信、会合や行事など様々な機会を活用して行うこと。
- (2) 保護者に対し、保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めること。
- (3) 保育所において、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、通常の保育に加えて、保育時間の延長、休日、夜間の保育、病児・病後児に対する保育など多様な保育を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努めること。
- (4) 子どもに発達障害等の障害がある場合や、発達上の課題が見られる場合には、関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。

- (5) 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。
- (6) 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

3 地域における子育て支援

- (1) 保育所は、児童福祉法第48条の3に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、次に掲げるような地域の保護者等に対する子育て支援を積極的に行うよう努めること。
 - ア 地域の子育ての拠点としての機能
 - (ア) 子育て家庭への保育所機能の開放（施設及び設備の開放、体験保育等）
 - (イ) 子育て等に関する相談や援助の実施
 - (ウ) 子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進
 - (エ) 地域の子育て支援に関する情報の提供
 - イ 一時保育
- (2) 市町村の支援を得て、地域の関係機関、団体等との積極的な連携及び協力を図るとともに、子育て支援に関わる地域の人材の積極的な活用を図るよう努めること。
- (3) 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもをめぐる諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携、協力して取り組むよう努めること。

第7章 職員の資質向上

第1章（総則）から前章（保護者に対する支援）までに示された事項を踏まえ、保育所は、質の高い保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び職員集団の専門性の向上を図ることが求められる。

1 職員の資質向上に関する基本的事項

職員の資質向上に関しては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となること。
- (2) 職員一人一人が、保育実践や研修などを通じて保育の専門的知識及び技術などを高めていくとともに、保育実践や保育内容に関する職員の共通理解を図り、協働性を高めていくことが、保育所全体の保育の質の向上につながる。
- (3) 職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を基盤として自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って保育に当たること。

2 施設長の責務

施設長は、保育の質の向上のために、次の事項に留意するとともに、職員の資質向上のために必要な環境の確保に努めなければならない。

- (1) 施設長は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めること。
- (2) 第4章（保育の計画及び評価）の2の(1)（保育士等の自己評価）及び(2)（保育所の自己評価）等を踏まえ、職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制をつくること。
- (3) 職員及び保育所の課題を踏まえた保育所内外の研修を体系的、計画的に実施するとともに、職員の自己研鑽に対する援助や助言に努めること。

3 職員の研修等

- (1) 職員は、子どもの保育及び保護者に対する保育に関する指導が適切に行われるように、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持並びに向上に努めなければならない。
- (2) 職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や地域の関係機関など、様々な人や場との関わりの中で共に学び合う環境を醸成していくことにより、保育所の活性化を図っていくことが求められる。

保育所保育指針たたき台修正案 第1章「総則」

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
第1章 総則 1. 趣旨	<p>(1) この指針は、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものである。</p> <p>(2) 各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じ創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。</p>	<p>○指針改定の背景 (例)</p> <p>①子どもの生活環境や保護者の子育て環境の変化の中で、保育所に期待される役割や機能の深化・拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所に入所する子どもの保育とともに、その保護者の子育て支援、地域の子どもの育ちや保護者の子育てを支える機能 ・就学前の子どもの質の高い養護や教育の機能 等 (認定こども園の創設、幼保連携の流れにも言及) <p>②各保育所が適切にその役割や機能を発揮できるように、保育所が果たすべき役割・機能を再確認し、保育所の根幹である保育内容を高める観点から、保育指針の見直しや改善の必要性</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>○改定の留意点 (例)</p> <p>①各保育所の保育内容の質を確保するため、告示化によって規範性を有する最低基準としての性格を明確化</p> <p>②保育の質の向上のための各保育所の創意工夫や取組を促すために、内容の大綱化を図る</p> <p>③保育内容に関する事項と保育内容に関連する運営に関する事項を整理する</p> <p>④保育現場での保育実践に日常的に活用され、子どもの育ちに対する保護者の理解が深まるように、指針の明解性を高めるための内容の見直し</p> <p>○大臣告示として規定する意義、指針の性格</p> <p>○規範性を有することの意義、保育所の創意工夫との関わり</p> <p>○保育の内容に関する事項、運営に関する事項の意味内容及び指針全体の構成内容</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
2. 保育所の役割	<p>(1) 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に基づき、保育に欠ける乳幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。</p> <p>(2) 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。</p> <p>(3) 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。</p> <p>(4) 保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものである。</p>	<p>○子どもや保護者をめぐる社会的環境の変化と保育所の今日的役割と意義</p> <p>○保育所の担う役割・機能</p> <p>○「保育の専門性」の説明</p> <p>○子どもの保育</p> <p>○保護者に対する支援</p> <p>○保育所保育で大切にされるべき理念等 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人一人が周囲から「主体」として受け止められ、情緒の安定と自己肯定感を基盤に、人との関わりや環境との関わりを通して生きる力の基礎を培うこと ・養護（生命の保持と情緒の安定）と教育を一体的に行うこと ・子どもの生活リズムを尊重するとともに、子どもの思いに保護者の意図を重ねた保育環境づくりが必要であること ・そのように用意された環境の基で、子どもたちが自ら人やものと能動的に関わることでできる状況を実現すること ・保育士等と保護者が協同して子どもを育てる基本姿勢が重要であること 等 <p>○保育所の有する特性 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育や子育ての専門性を有する職員集団 ・0歳から6歳までの就学前の子ども集団 ・様々な遊びや安定した生活ができる環境（保育室・屋外遊技場等） ・保護者同士の交流の機会 等 <p>○(ア)～(カ)の意味内容 (幼稚園の教育目標や5領域との関連、整合性)</p> <p>○「子どもは豊かに伸びていく可能性をそのうちに秘めている」という子ども観を前提とすること</p>
3. 保育の原理 (1) 保育の目標	<p>ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。</p> <p>(ア) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。</p> <p>(イ) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。</p> <p>(ウ) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切に育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。</p>	

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
(2) 保育の方法	<p>(エ) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。</p> <p>(オ) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。</p> <p>(カ) 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。</p> <p>イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性をいかして、その援助に当たらなければならない。</p> <p>保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。</p> <p>ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。</p> <p>イ 子ども生活リズムを大切に、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。</p> <p>ウ 子ども発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。</p> <p>エ 子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切に、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。</p> <p>オ 子どもが自発的、意欲的に関わられるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。</p>	<p>○保育所において大切にされるべき事項 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの命を守り育てる保育所 ・「養護」の重要性、「教育」の重要性 ・情緒の安定と自己肯定感を基礎に人と関わり合う力を醸成すること ・自己発揮と他者の受容 ・聴く力、話す力、伝え合う力を育て、その喜びを共に味わうこと ・乳幼児期の特性や保育所の文化の継承なども踏まえて、子どもの体験や保育内容を豊かなものにしていくこと 等 <p>○保育士の専門性や専門的技術に関する説明 発達援助の技術／関係構築の技術／生活援助の技術／環境構成の技術／遊びを展開する技術 等</p> <p>○ア～カのの意味内容</p> <p>○関連して保育所において大切にされるべき事項 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭での生活や保護者の意向、思いを受け止め、家庭と協力して子どもを育てること ・子どもが十分に自己主張したり、表現したりできるような環境や保育者の関わり的重要性、保育士の人間性、専門性の向上の重要性 ・保育環境の重要性 ・個人差、性差、文化の違いなどへの留意 ・子ども集団や遊び仲間が形成しにくくなっていることへの対応 ・子どもにとっての遊びの重要性、「生活や遊びを通して」の意味内容 ・「総合的に」の意味内容 等

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
(3) 保育の環境	<p>カ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。</p> <p>保育の環境には、保育士や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。</p> <p>ア 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること。</p> <p>イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努めること。</p> <p>ウ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。</p> <p>エ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。</p>	<p>○第6章との関連</p> <p>○今日の子育て環境、地域環境を踏まえた保育環境の重要性</p> <p>○環境（人的・物的・自然、事象等）の相互関係</p> <p>○第2章との関連</p> <p>○保育所の施設、園庭、遊具、用具その他の教材、素材などの意味</p> <p>○施設の採光、換気、保温、清潔などの環境保健の向上の意義</p> <p>○子ども同士の相互作用や関わり合う力を育む環境の意義</p> <p>○保護者と対面したり、保護者もくつろげるような環境の配慮</p>
4. 保育所の社会的責任	<p>(1) 保育所は、子どもの人権を尊重して保育の実施に当たらなければならない。</p> <p>(2) 保育所は、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>(3) 保育所は、入所する子ども等の個人情報適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。</p>	<p>○人権尊重、説明責任、個人情報の取扱、保護者の苦情解決の意義及び内容</p> <p>○以下の事項を説明 保育所の社会的責任として、ここで掲げる事項の他に、保育所は総則の2「保育所の役割」に規定しているように、「人と場・機関等をつなげる役割」「子育て支援の拠点としての役割」などがあり、こうした社会的責任を果たすために総則の1「趣旨」に規程しているよう保育所、職員の質の向上を図るべく努めなければならない。</p>

第2章「子どもの発達」

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>第2章 子どもの発達</p> <p>1. 乳幼児期の 発達の特徴</p>	<p>子どもの発達は、様々な環境との相互作用により促されていく。すなわち、発達とは、子どもがそれまでの体験を基にして、環境に働きかけ、環境との相互作用を通して、豊かな心情、意欲及び態度を身に付け、新たな知識及び能力を獲得していく過程である。特に大切なのは、人との関わりであり、愛情豊かで思慮深い大人による保護や世話などを通して、大人と子どもの相互の関わりが十分に行われることが重要である。この関係を起点として、次第に他の子どもとの間でも相互に働きかけ、関わりを深め、人への信頼感と自己の主体性を形成していくのである。</p> <p>これらのことを踏まえ、保育士等は、次に示す子どもの発達の特性や発達過程を理解し、発達及び生活の連続性に配慮して保育しなければならない。その際、保育士等は、子どもと生活や遊びを共にする中で、一人一人の子どもの心身の状態を把握しながら、その発達の援助を行うことが必要である。</p> <p>(1) 子どもは、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定するとともに、人への信頼感が育つ。そして、身近な環境（人、自然、事物、出来事など）に興味や関心を持ち、自発的に働きかけるなど、次第に自我が芽生える。</p> <p>(2) 子どもは、子どもを取り巻く環境に主体的に関わることにより、心身の発達が促される。</p> <p>(3) 子どもは、大人との信頼関係を基にして、子ども同士の関係を持つようになる。この相互の関わりを通じて、身体的な発達及び知的な発達とともに、情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される。</p> <p>(4) 乳幼児期は、生理的、身体的な諸条件や生育環境の違いにより、一人一人の心身の発達の個人差が大きい。</p> <p>(5) 子どもは、遊びを通して、仲間との関係を育み、その中で個の成長も促される。</p>	<p>○「子どもの発達」を「発達の特性」と「発達過程」から示したことについての説明</p> <p>○「子どもの発達」についての一般的概念ではなく、保育を実施する上で必要な事柄として示す</p> <p>○環境との相互作用の結果として、心情、意欲、態度を身につけていくこと～保育の内容、5領域との関連</p> <p>○人との相互作用、人との相互の関わり的重要性</p> <p>○人への信頼感が育つ</p> <p>○自我の芽生え</p> <p>○環境に主体的に関わることにより育つ</p> <p>○子ども同士の関係</p> <p>○子ども相互の関わりにより育つ</p> <p>○生育環境・個人差</p> <p>○遊びを通して育つ</p> <p>○仲間との関係の育ちと個の成長</p> <p>○生涯にわたる生きる力の基礎を培う</p> <p style="text-align: right;">等の語句の説明</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>2 発達過程</p>	<p>(6) 乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎が培われる時期であり、特に身体感覚を伴う多様な活動を経験することによって、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力が養われる。また、それらがその後の生活や学びの基礎になる。</p> <p>子どもの発達過程は、おおむね次に示す8つの区分としてとらえられる。ただし、この区分は、同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、一人一人の子どもの発達過程としてとらえるべきものである。また、様々な条件により、子どもに発達の遅れや保育所の生活に慣れにくいなどの状態が見られても、保育士等は、子ども自身の力を十分に認め、一人一人の発達過程や心身の状態に応じた適切な援助及び環境構成を行うことが重要である。</p> <p>(1) おおむね6か月未満</p> <p>誕生後、母体内から外界への環境の激変に適応し、体重や身長が増加するなど、著しい発達が見られる。首がすわり、手足の動きが活発になり、その後、寝返り、腹ばいなど全身の動きが活発になる。視覚、聴覚などの感覚の発達はめざましく、泣く、笑うなどの表情の変化や体の動き、なん語などで自分の欲求を表現し、これに応答的に関わる特定の大人との間に情緒的な絆が形成される。</p> <p>(2) おおむね6か月から1歳3か月未満</p> <p>座る、はう、立つ、つたい歩きといった運動機能が発達すること、及び自由に手を使えるようになることにより、周囲の人や物に興味を示し、探索活動が活発になる。特定の大人との応答的な関わりにより、情緒的な絆が深まり、あやしてもらおうと喜ぶなどやり取りが盛んになる一方で、人見知りをするようになる。また、身近な大人との関係の中で、自分の意思や欲求を身振りなどで伝えようとし、大人から自分に向けられた気持ちや簡単な言葉がわかるようになる。食事は、離乳食から幼児食へ徐々に移行する。</p>	<p>解説書で解説、説明することが考えられる事項</p> <p>○発達過程区分については8区分を継承 ○なぜ8区分(I～Ⅷ)か等、発達の節目等についての説明 ○発達の連続性を重視</p> <p>○産休明け児についても説明が必要 ○心身の未熟性 ○感覚の発達／著しい身体的成長 ○なん語 ○応答的関わり～情緒的な絆～愛着の形成 ○首がすわる・寝返り・腹ばい</p> <p>○愛着と人見知り ○座る・はう・立つ・つたい歩き・一人歩き ○探索活動 ○生活空間の拡がり ○大人とのやりとり ○離乳食から幼児食へ</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
	<p>(3) おおむね1歳3か月から2歳未満</p> <p>歩き始め、手を使い、言葉を話すようになることにより、身近な人や身の回りの物に自発的に働きかけていく。歩く、押す、つまむ、めくるなど様々な運動機能の発達や新しい行動の獲得により、意欲を高める。その中で、物をやり取りしたり、取り合ったりする姿が見られるとともに、玩具等を実物に見立てるなどの象徴機能が発達し、人や物との関わりが強まる。また、大人の言うことが分かるようになり、自分の意思を親しい大人に伝えたいという欲求が高まる。指差し、身振り、片言などを盛んに使うようになり、二語文を話し始める。</p> <p>(4) おおむね2歳</p> <p>歩く、走る、跳ぶなどの基本的な運動機能や、指先の機能が発達する。それに伴い、食事、衣類の着脱など身の回りのことを自分でしようとする。また、排泄の自立のための身体的機能も整ってくる。発声が明瞭になり、語いも著しく増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになる。行動範囲が広がり探索活動が盛んになる中、自我の育ちの表れとして、強く自己主張する姿が見られる。盛んに模倣し、物事間の共通性を見いだすことができるようになるとともに、象徴機能の発達により、大人と一緒に簡単なごっこ遊びを楽しむようになる。</p> <p>(5) おおむね3歳</p> <p>基本的な運動機能が伸び、それに伴い、食事、排泄、衣類の着脱などもほぼ自立できるようになる。話し言葉の基礎ができ、盛んに質問するなど知的興味や関心が高まる。自我がよりはっきりしてくるとともに、友達との関わりが多くなるが、実際には、同じ遊びをそれぞれが楽しんでいる平行遊びであることが多い。大人の行動や日常生活において経験したことをごっこ遊びに取り入れたり、象徴機能や観察力を発揮して、遊びの内容に発展性が見られるようになる。予想や意図、期待を持って行動できるようになる。</p>	<p>○言葉の習得 ○歩行の確立 ○行動範囲の拡大 ○手の機能の発達 ○友達や周囲の人への関心 ○「見立て」や象徴機能等の説明</p> <p>○基本的運動機能の伸長 ○言葉による表出 ○自己主張・自我の育ち ○模倣</p> <p>○基本的生活習慣の形成 ○食事・排泄などの自立 ○話し言葉の基礎 ○平行遊び ○ごっこ遊び ○社会性習得の基礎</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
	<p>(6) おおむね4歳 全身のバランスを取る能力が発達し、体の動きが巧みになる。自然など身近な環境に積極的に関わり、様々な物の特性を知り、それらとの関わり方や遊び方を体得していく。想像力が豊かになり、目的を持って行動し、作ったり、描いたり、試したりするようになるが、自分の行動やその結果を予測して不安になるなどの葛藤も経験する。仲間とのつながりが強くなる中で、けんかも増えてくる。その一方で、決まりの大切さに気付き、守ろうとするようになる。情感が豊かになり、身近な人の気持ちを察し、少しずつ自分の気持ちを抑えられたり、我慢ができるようになってくる。</p> <p>(7) おおむね5歳 基本的な生活習慣が身に付き、運動機能はますます伸び、喜んで運動遊びをしたり、仲間とともに活発に遊ぶ。言葉によって共通のイメージを持って遊んだり、目的に向かって集団で行動することが増える。さらに、遊びを発展させ、楽しむために、自分たちで決まりをつくったりする。また、自分なりに考えて判断したり、批判する力が生まれ、けんかを自分たちで解決しようとするなど、お互いに相手を許したり、認めたりといった社会生活に必要な基本的な力を身に付けていく。他人の役に立つことを嬉しく感じたりして、仲間の中の一人としての自覚が生まれる。</p> <p>(8) おおむね6歳 全身運動が滑らかで巧みになり、快活に跳び回るようになる。これまでの体験から、自信や、予想や見通しを立てる力が育ち、心身ともに力があふれ、意欲が旺盛になる。仲間の意思を大切にしようとし、役割の分担が生まれるような共同遊びやごっこ遊びを行い、満足するまで取り組もうとする。様々な知識や経験を生かし、創意工夫を重ね、遊びを発展させる。思考力や認識力も高まり、文字や社会事象、自然事象などへの興味や関心も深まっていく。自立心が一層高まっていくが、身近な大人に甘えてくることもある。</p>	<p>○体の動き、バランス力 ○自然との関わり ○自意識と葛藤の経験 ○けんか ○想像力、イメージの拡がり</p> <p>○基本的な生活習慣の確立 ○運動機能の高まり ○仲間の存在 ○規範意識や社会性の発達 ○自主性・自律性</p> <p>○集団行動や生活における基本的態度 ○自主と協調の態度 ○思考力・認識力 ○創意工夫 ○小学校への興味や期待</p>

第3章「保育の内容」

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>第3章 保育の内容</p>	<p>保育の内容は、「ねらい」及び「内容」で構成される。「ねらい」は、第1章（総則）に示された保育の目標をより具体化したものであり、子どもが保育所において、安定した生活を送り、充実した活動ができるように、保育士等が行わなければならない事項及び子どもが身に付けることが望まれる心情、意欲、態度などの事項を示したものである。また、「内容」は、これらの「ねらい」を達成するために、子どもの生活やその状況に応じて保育士等が行うべき事項と、子どもが環境に関わって経験し、展開する具体的な活動などの事項を示したものである。</p> <p>保育士等が、上記の「ねらい」及び「内容」を具体的に把握するために、の視点として、「養護に関わるねらい及び内容」と「教育に関わるねらい及び内容」との両面から示しているが、実際の保育においては、養護と教育が一体となって展開されることに留意することが必要である。</p> <p>ここにいう「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりである。また、「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助であり、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」及び「表現」の5領域から構成される。この5領域並びに「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育内容は、子どもの生活や遊びを通して相互に関連を持ちながら、総合的に展開されるものである。</p>	<p>○児童福祉施設最低基準第35条「保育の内容」との関連</p> <p>○2章の発達過程区分を踏まえて説明</p> <p>○保育を実施する上では2章と3章の内容を組み合わせて使用すること</p> <p>○養護の説明</p> <p>○教育の説明</p> <p>例：「幼児期の発達の特性に照らした教育とは… いわゆる早期教育とは本質的に異なる。幼児期の教育は目先の結果のみを期待しているのではなく、生涯にわたる人格形成の基礎を作ること、『後伸びする力を』培うことを重視している」</p> <p>○具体的な内容を把握するための視点の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの育ちを視る窓口 ・子どもの活動やその成長を分析するための視点 ・保育内容を確認、評価するための保育士等の視点 <p>○養護と5領域の関係 ※図式化</p> <p>○「総合的」等の語句説明</p>
<p>1 保育のねらい及び内容 (1) 養護に関わるねらい及び内容</p>	<p>ア 生命の保持 (ア) ねらい</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一人一人の子どもの心身の状態を把握し、疾病等の発見に努め、快適に生活できるようにする。 ② 疾病等の発生の予防や事故防止などに努め、必要に応じ、適切に対応する。 ③ 保健的で安全な環境の下で、子どもの生理的欲求を十分に満たす。 ④ 適度な運動及び休息並びに食生活の充実を通して、積極的に子どもの健康増進を図る。 ⑤ 健康、安全に過ごすために必要な基本的な習慣や態度を身に付けることができるようにする。 <p>(イ) 内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応する。また、子どもが自分から体の異常等を訴えることができるようにする。 	<p>○保育所の生活における養護の重要性</p> <p>○0歳～6歳まですべての年齢の子どもの生活の基礎となる</p> <p>○子どもの健康・安全／第5章との関連</p> <p>○食育の視点／第5章との関連 「食育指針」を参考にする事等</p> <p>○生活習慣を身につけることの大切さ</p> <p>○日常生活の重要性</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
	<p>② 嘱託医等との連携を図り、家庭との連絡を密にしながら、子どもの疾病や事故防止に関する認識を深め、施設内の保健的環境の維持及び向上に努める。</p> <p>③ 常に清潔で安全な環境を整え、適切な世話や応答的な関わりを通して、一人一人の子どもの生理的欲求を満たしていく。また、家庭と協力しながら、子どもの発達過程に応じた適切な生活リズムがつくられていくようにする。</p> <p>④ 子ども発達過程に応じて、適度な運動と休息をとることができるようにする。また、楽しい雰囲気の中で食事ができるようにする。</p> <p>⑤ 食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、自分でしようとする気持ちを大切に、十分に見守り、適切に援助しながら、子どもが意欲的に生活できるようにする。</p> <p>イ 情緒の安定 (ア) ねらい</p> <p>① 一人一人の子どもの適切な保護や世話をし、子どもが安定感を持って過ごせるようにする。</p> <p>② 一人一人の子どもが、保育士等との信頼関係の中で、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。</p> <p>③ 一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育っていくことができるよう、子ども自らが行う活動を重視し、適切に応じていく。</p> <p>④ 活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事や休息をとり、心身の疲れを癒すように努める。</p> <p>(イ) 内容</p> <p>① 一人一人の子どもの置かれている状態や発達過程などを的確に把握し、子どもが安心できるような触れ合いや言葉がけを行う。</p> <p>② 温かい雰囲気の中で適切な保護や世話をし、応答的な関わりを通して、子どもの欲求を満たしていく。</p> <p>③ 一人一人の子どもの気持ちを温かく受容し、子どもが安心して自分の気持ちを表出できるようにする。</p> <p>④ 保育士等との信頼関係を基盤に、一人一人の子どもが主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めることができるようにする。</p> <p>⑤ 一人一人の子どもの生活リズム、発達過程、保育時間などに応じて、適切な食事や休息がとれるようにする。</p>	<p>○生活リズムがつくられることの大切さ／睡眠の重要性</p> <p>○乳幼児期の食事の重要性。</p> <p>○家庭との連携の重要性。保護者への子どもの食に関する情報提供 等</p> <p>○生活習慣、健康習慣を身につけることは子ども自身が主体的に生活していく基盤となる</p> <p>○5章との関連</p> <p>○保健計画等について</p> <p>○子どもにとって情緒が安定することの重要性</p> <p>○依存と受容の大切さ</p> <p>○子どもの主体的活動を重視することの大切さ</p> <p>○安心して保育士等に依存できるための配慮</p> <p>○応答的関わりについて</p> <p>○ありのままを受け止められること</p> <p>○保育所の保育時間が長時間化していることや夜型の生活などの背景を踏まえる</p> <p>○午睡を必要としない子どもへの配慮</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>(2) 教育に関わるねらい及び内容</p>	<p>ア 健康 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。</p> <p>(ア) ねらい</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。 ② 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。 ③ 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。 <p>(イ) 内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保育士や友達と触れ合い、安定感を持って生活する。 ② いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。 ③ 進んで戸外で遊ぶ。 ④ 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。 ⑤ 健康な生活のリズムを身に付ける。 ⑥ 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄など生活に必要な活動を自分でする。 ⑦ 保育所における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整える。 ⑧ 自分の健康に関心を持ち、<u>病気</u>の予防などに必要な活動を進んで行う。 ⑨ 危険な場所や災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。 <p>イ 人間関係 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。</p> <p>(ア) ねらい</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保育所生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。 ② 進んで身近な人と関わり、愛情や信頼感を持つ。 ③ 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。 <p>(イ) 内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保育士に様々な欲求を受け止めてもらい、保育士に親しみを持ち、安心感を持って生活する。 ② 安心できる保育士との関係の中で、身近な大人や友達に関心を持ち、模倣して遊んだり、自ら関わろうとする。 ③ 保育士や友達との安定した関係の中で、共に過ごすことの喜びを味わう。 ④ 自分で考え、自分で行動する。 	<p>○子ども自ら健康な体や生活を作り出すことを重要視する。</p> <p>○食育は養護的側面と共に、5領域の教育的側面を重視して取り組んでいくことが大切である。</p> <p>○「人と関わる力」を醸成することの大切さ</p> <p>○乳幼児期に、人への信頼感、愛情を育むことの重要性</p> <p>○友達との生活、社会生活などを意識した共同性や協働の視点</p> <p>○保育所ならではの異年齢児同士の関わりや、様々な人との出会いを捉え「学び」とすること</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
	<p>⑤ 自分でできることは自分です。</p> <p>⑥ 友達と積極的に関わりながら喜びや悲しみを共感し合う。</p> <p>⑦ 自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。</p> <p>⑧ 友達の良さに気付き、一緒に活動する楽しさを味わう。</p> <p>⑨ 友達と一緒に物事をやり遂げようとする気持ちを持つ。</p> <p>⑩ 良いことや悪いことがあることに気付き、考えながら行動する。</p> <p>⑪ 友達との関わりを深めるとともに、異年齢の友達と関わり、思いやりや親しみを持つ。</p> <p>⑫ 友達と楽しく生活する中で決まりの大切さに気付き、守ろうとする。</p> <p>⑬ 共同の遊具や用具を大切にし、みんなで使う。</p> <p>⑭ 高齢者をはじめ地域の人々など自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみを持つ。</p> <p>⑮ 外国人など、自分とは異なる文化を持った人に親しみを持つ。</p> <p>ウ 環境 周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。</p> <p>(ア) ねらい</p> <p>① 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。</p> <p>② 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。</p> <p>③ 身近な事物を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。</p> <p>(イ) 内容</p> <p>① 安心できる人的及び物的環境の下で、聞く、見る、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする。</p> <p>② 好きな玩具や遊具に興味を持って関わり、様々な遊びを楽しむ。</p> <p>③ 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。</p> <p>④ 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心を持つ。</p> <p>⑤ 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。</p> <p>⑥ 自然などの身近な事象に関心を持ち、取り入れて遊ぶ。</p> <p>⑦ 身近な動植物に親しみを持ち、いたわったり、大切にしたり、育てるなどして、生命の尊さに気付く。</p> <p>⑧ 身近な物を大切に使う。</p>	<p>○自他尊重・アサーション</p> <p>○保育所ならではの異年齢同士の交流や関わり</p> <p>○規範性</p> <p>○様々な人とのかかわり／世代間交流・多文化共生の視点</p> <p>○様々な環境との出会いや関わりの大切さ</p> <p>○保育士等が「環境」をどう捉え、保育の中で子どもの興味や関心、感性等と重ねながら活動を展開していくか</p> <p>○子どもと自然の関わり的重要性</p> <p>○視る・聴く・触れる・嗅ぐ・味わう（五感）</p> <p>○乳児の感覚の鋭さ</p> <p>○感覚や感性が育まれる環境</p> <p>○遊具や用具の色彩、感触、素材への配慮</p> <p>○いたわったり、育てたり、大切にしたりする</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
	<p>⑨ 身近な物や遊具に興味を持って関わり、考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。</p> <p>⑩ 日常生活の中で数量や図形などに関心を持つ。</p> <p>⑪ 日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心を持つ。</p> <p>⑫ 近隣の生活に興味や関心を持ち、保育所内外の行事などに喜んで参加する。</p> <p>エ 言葉</p> <p>経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。</p> <p>(ア) ねらい</p> <p>① 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。</p> <p>② 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。</p> <p>③ 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育士や友達と心を通わせる。</p> <p>イ) 内容</p> <p>① 保育士の応答的な関わりや話しかけにより、自ら言葉を使おうとする。</p> <p>② 保育士と一緒に簡単なごっこ遊びをする中で、言葉のやり取りを楽しむ。</p> <p>③ 保育士や友達の言葉や話に興味や関心を持ち、親しみを持って聞いたり、話したりする。</p> <p>④ したこと、見たこと、聞いたこと、味わったこと、感じたことを自分なりに言葉で表現する。</p> <p>⑤ したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。</p> <p>⑥ 人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。</p> <p>⑦ 生活の中で必要な言葉が分かり、使う。</p> <p>⑧ 親しみを持って日常のあいさつをする。</p> <p>⑨ 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。</p> <p>⑩ いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。</p> <p>⑪ 絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わう。</p> <p>⑫ 日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。</p>	<p>○直接経験や具体的な物や事象を通しての認識、思考力</p> <p>○地域の環境との関わりや文化継承の視点</p> <p>○話す力・聞く力の醸成</p> <p>○言葉に対する感覚を育てる</p> <p>○言葉になる前の言葉（乳児のなん語や声、身振り手振り）の大切さ</p> <p>○0～2歳頃の言葉の獲得過程にしっかり関わること</p> <p>○身体全体の表現による伝え合いから、主に言葉による伝え合いへと変化すること</p> <p>○したこと…、味わったことを自分なりに表現する</p> <p>○話すこと、聞くことの楽しさ、伝え合うことの面白さを経験していく</p> <p>○絵本や童話、詩、読み聞かせの大切さ</p> <p>○保育士等が言葉の持つ様々な機能を意識し、言葉環境を豊かにしていく</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>2 保育の実施上の配慮事項 (1) 保育に関わる全般的な配慮事項</p>	<p>オ 表現 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。 (ア) ねらい ① いろいろな物の美しさなどに対する豊かな感性を持つ。 ② 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。 ③ 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。 (イ) 内容 ① 水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。 ② 保育士と一緒に歌ったり、簡単な手遊びをしたり、リズムに合わせて体を動かしたりして遊ぶ。 ③ 生活の中で様々な音、色、形、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、楽しんだりする。 ④ 生活の中で様々な出来事に触れ、イメージを豊かにする。 ⑤ 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。 ⑥ 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりする。 ⑦ いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。 ⑧ 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう。 ⑨ かいたり、つくったりすることを楽しみ、それを遊びに使ったり、飾ったりする。 ⑩ 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりする楽しさを味わう。</p> <p>保育士等は、一人一人の子どもの発達過程やその連続性を踏まえ、ねらいや内容を柔軟に取り扱うとともに、特に、次の事項に配慮して保育しなければならない。 ア 子ども達の心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助すること。 イ 子ども達の健康は、生理的、身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもたらされることに留意すること。 ウ 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助すること。</p>	<p>○感動の経験を伝えたいという気持ちを育てること ○伝え合い、共有することから表現が展開していく</p> <p>○乳幼児の素朴な表現や想像力、創造性を受け止める。共に楽しむ ○保育士等の声や自然の音などの音環境の重要性 ○聴く力 ○イメージを豊かにすることの大切さ ○子どもの豊かな発想や工夫を最大限生かしていくこと ○様々な素材や道具、用具、自由に伸び伸びと活動できるスペース、環境設定 ○様々な音、色、手触り、動き、味、香りなどを体験する。それらを環境構成する。</p> <p>○発達過程区分ごとの細かな配慮事項については解説書で説明</p> <p>○「実態」「個人差」…様々な状態、状況の子ども（障害のある子ども、病児病後児、長時間保育の子ども等）への配慮含む→4章との関連</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
(2) 乳児保育に関わる配慮事項	<p>エ 子どもの入所時の保育に当たっては、できるだけ個別的な対応を行い、子どもが安定感を得て、次第に主体的に保育所の生活に適應できるようにするとともに、既に入所している子どもに不安や動揺を与えないように配慮すること。</p> <p>オ 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮すること。</p> <p>カ 子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないように配慮すること。</p>	<p>○年度途中入所や新入所児とその保護者への配慮</p> <p>○子どもの人権、子どもの権利等への配慮 →1章「総則」7章「職員の資質向上」との関連</p>
	<p>ア 乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。</p> <p>イ 一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育士が応答的に関わるようにすること。</p> <p>ウ 乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、第5章（健康及び安全）に示された事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士及び看護師等が配置されている場合には、その専門性をいかした対応を図ること。</p> <p>エ 保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ、保護者への支援に努めていくこと。</p> <p>オ 担当の保育士が変わる場合には、子どものそれまでの経験や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。</p>	<p>○乳児の定義について（おおむねⅠ期、Ⅱ期…の説明）</p> <p>○乳児保育、産休明け保育への配慮</p> <p>○保健的対応・医療との連携について</p> <p>○感染症、SIDSの予防について</p> <p>○応答的対応による愛着の形成</p> <p>○育児や生活に対する保護者の不安や戸惑いを受け止め適切にアドバイス。特に第一子の子育ての場合には丁寧な対応が必要</p> <p>○無理なく徐々に慣れる</p>
(3) 3歳未満児の保育に関わる配慮事項	<p>ア 特に感染症にかかりやすい時期であるので、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけること。</p> <p>イ 食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなど、生活に必要な基本的な習慣については、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。</p> <p>ウ 探索活動が十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びを取り入れること。</p> <p>エ 子どもの自我の育ちを見守り、その気持ちを受け止めるとともに、保育士が仲立ちとなって、友達の気持ちや友達との関わり方を丁寧に伝えていくこと。</p>	<p>○免疫がきれて感染症に罹患しやすい</p> <p>○早期に適切に対応する</p> <p>○幼児食へのスムーズな移行や好き嫌いへの対応を丁寧に無理なく行う</p> <p>○排泄の自立は個人差を考慮し家庭との連絡を密にして行う</p> <p>○様々な姿勢や動きをとりながら体を十分動かすことを楽しめるようにする</p> <p>○手や指を使う遊具や環境を用意する</p> <p>○自己主張と依存を繰り返して成長する</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>(4) 3歳以上児の保育に関わる配慮事項</p>	<p>オ 情緒の安定を図りながら、子どもの自発的な活動が促されるようにすること。</p> <p>カ 担当の保育士が変わる場合には、子どものそれまでの経験や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。</p> <p>ア 生活に必要な基本的な習慣や態度を身に付けることの大切さを理解し、適切な行動を選択できるよう配慮すること。</p> <p>イ 子どもの情緒が安定し、自己を十分に発揮して活動することを通して、やり遂げる喜びや自信を持つことができるように配慮すること。</p> <p>ウ 様々な遊びの中で、全身を動かして意欲的に活動することにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、子どもの興味や関心が戸外にも向くようにすること。</p> <p>エ けんかなど葛藤を経験しながら次第に相手の気持ちを理解し、相互に必要な存在であることを実感できるよう配慮すること。</p> <p>オ 生活や遊びを通して、決まりがあることの大切さに気付き、自ら判断して行動できるよう配慮すること。</p> <p>カ 自然との触れ合いにより、子どもの豊かな感性や認識力、思考力及び表現力が培われることを踏まえ、自然との関わりを深めることができるよう工夫すること。</p> <p>キ 自分の気持ちや経験を自分なりの言葉で表現することの大切さに留意し、子どもの話しかけに応じるよう心がけること。また、仲間と伝え合ったり、話し合うことの楽しさが味わえるようにすること。</p> <p>ク 感じたことや思ったこと、想像したことなどを、様々な方法で創意工夫をこらして自由に表現できるよう、保育に必要な材料をはじめ、様々な環境の設定に留意すること。</p> <p>ケ 保育所の保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに留意し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。</p>	<p>○情緒の安定が基盤となること</p> <p>○子どもが自尊感情や自信を持つことの重要性</p> <p>○生活習慣を身につけ、生活に必要な事柄を理解し、選択し、子ども自らが生活していくことの重要性</p> <p>○活動のスペースや環境づくり</p> <p>○戸外で遊ぶことの大切さ</p> <p>○子どもにとってのけんかの重要性</p> <p>○葛藤経験の大切さ</p> <p>○友達の存在の大きさ</p> <p>○きまりを理解する</p> <p>○自然との触れ合い、関わりの重要性</p> <p>○からだ～直接経験を通して、様々な感性、思考力、認識力などが育つ</p> <p>○科学する心／学習の基盤</p> <p>○伝え合うこと心を通わせることの大切さ</p> <p>○協同的学びや遊び、活動の大切さ</p> <p>○小学校や放課後児童クラブなど、保育所生活からのつながりや連続性を大事にする</p> <p>○生涯にわたる生活や学習の基礎となる乳幼児期の経験や保育所保育の重要性</p> <p>○小学校教育へのつながり →4章との関連</p>

第4章「保育の計画及び評価」

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>第4章 保育の計画及び 評価</p>	<p>保育所は、第1章（総則）に示された保育の目標を達成するために、全体的な「保育計画」及びこれを具体化した「指導計画」から構成される保育の計画を作成しなければならない。</p> <p>保育の計画は、すべての子どもが、入所している間、安定した生活を送り、充実した活動ができるように、柔軟で発展的なものとし、また、一貫性のあるものとなるよう配慮することが重要である。</p> <p>また、保育所は、保育の計画に基づいて保育し、保育の内容の評価及びこれに基づく改善に努め、保育の質の向上を図るとともに、その社会的責任を果たさなければならない。</p>	<p>○保育の計画・評価・改善の重要性について</p> <p>○保育の計画・保育計画・指導計画の位置づけとその説明</p> <p>○「柔軟」「発展的」「一貫性」等の具体的説明</p>
<p>1. 保育の計画 (1) 保育計画</p>	<p>ア 保育計画は、各保育所の保育の方針や目標に基づき、第2章（子どもの発達）に示された子どもの発達過程を踏まえ、前章（保育の内容）に示されたねらい及び内容が達成されるよう、作成されなければならない。</p> <p>イ 保育計画は、地域の実態、子どもや家庭の状況、保護者の意向、保育時間などを考慮して作成されなければならない。また、子どもの育ちに関する長期的見通しを持って保育するよう配慮して作成することが重要である。</p>	<p>○保育計画の内容等についての説明</p> <p>○施設長の責任の下に保育計画を作成すること</p> <p>○第2章「子どもの発達」、第3章「保育の内容」と指導計画との関連</p> <p>○保育計画作成の留意点</p>
<p>(2) 指導計画</p>	<p>ア 指導計画の作成 指導計画の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>(ア) 保育計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながらより具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成して、保育が適切に展開されるようにすること。</p> <p>(イ) 子ども一人一人の発達過程や状況を踏まえて保育すること。</p> <p>(エ) 保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。</p>	<p>○年、期、月などの長期的な指導計画と週、日などの短期的な指導計画の具体的内容 と役割等について</p> <p>○「保健計画」「食育の計画」「個別支援計画」なども指導計画に位置付けて策定すること</p> <p>○子どもの個人差の具体的内容説明</p> <p>○環境構成と子どもの活動について</p> <p>○生活の連続性を考慮すること</p> <p>○季節感や地域の特性、伝統文化などを保育に取り入れる。</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>(3) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項</p>	<p>(エ) 具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。</p> <p>イ 指導計画の展開 指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>(ア) 施設長、保育士などすべての職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。</p> <p>(イ) 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるように必要な援助を行うこと。</p> <p>(ウ) 子どもが主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりを持つことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。</p> <p>(エ) 保育士等が、一人一人の子どもの姿や環境への関わり、保育の過程などを把握し、記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しや改善を図ること。</p> <p>指導計画の作成に当たっては、第2章（子どもの発達）、前章（保育の内容）及びその他の関連する章に示された事項を踏まえ、特に次の事項に留意しなければならない。</p> <p>ア 発達過程に応じた保育</p> <p>(ア) 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。</p> <p>(イ) 3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。</p> <p>(ウ) 異年齢で構成される組やグループで保育を行う場合においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成などができるように配慮すること。</p>	<p>○子どもの主体的活動を大切にすること 等</p> <p>○職員の協力体制づくり</p> <p>○様々に変化する子どもの活動と計画の展開の有り様について</p> <p>○保育士の「多様な関わり」の説明</p> <p>○保育の記録の重要性、記録のとり方、ITの活用と記録の生かし方等について</p> <p>○保育の過程を大切に柔軟に対応すること</p> <p>○第2章「子どもの発達」3章「保育の内容」との関連</p> <p>○3歳未満児の指導計画について 個別指導計画の必要性。一日24時間の生活が連続性を持って送れるように家庭との連携を密にすること</p> <p>○3歳以上児の指導計画について 個と集団の育ちに配慮すること</p> <p>○異年齢保育の指導計画について</p> <p>一人一人の子どもの状態や生活、経験等への配慮</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
	<p>イ 長時間にわたる保育 長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活リズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。</p> <p>ウ 障害のある子どもの保育 (ア) 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、個別の支援計画を作成するなどの適切な対応を図ること。 (イ) 保育の展開に当たっては、その子どもの発達の状況や日々の状態によっては、指導計画にとらわれず、柔軟に保育したり、職員の連携体制の中で個別の関わりが十分行えるようにすること。 (ウ) 家庭との連携を密にし、保護者の意向を受け止めて、適切に対応すること。 (エ) 専門機関との連携を図り、必要に応じて助言等を得ること。</p> <p>エ 小学校との連携 (ア) 子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、保育の内容の工夫を図るとともに、就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るよう配慮すること。 (イ) 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。</p> <p>オ 家庭及び地域社会との連携 子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮すること。その際、家庭や地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、人材、行事、施設等の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験をはじめ保育内容の充実が図られるよう配慮すること。</p>	<p>○長時間保育についての具体的配慮事項の説明</p> <p>○障害児保育について 具体的な実践や配慮事項を説明</p> <p>○個別支援計画について</p> <p>○職員の連携体制</p> <p>○家庭との連携</p> <p>○特別支援学校、保健所等、療育機関、専門機関との連携</p> <p>○小学校との連携・望ましい接続等について 具体的な取組や課題について等</p> <p>○小学校へ送付する資料に盛り込む事項、留意点等</p> <p>○個人情報の取り扱い</p> <p>○放課後児童クラブとの交流</p> <p>○第3章「保育の内容」、第6章「保護者に対する支援」等との関連</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>2. 保育の内容等の自己評価</p> <p>(1) 保育士等の自己評価</p> <p>(2) 保育所の自己評価</p>	<p>ア 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。</p> <p>イ 保育士等による自己評価に当たっては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>(ア) 子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程への関わりなどに十分配慮すること。</p> <p>(イ) 自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。</p> <p>ア 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育計画及び指導計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>イ 保育所の自己評価を行うに当たっては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>(ア) 地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解を持って取り組むとともに、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。</p> <p>(イ) 児童福祉施設最低基準第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聞くことが望ましいこと。</p>	<p>○保育の記録と考察、反省</p> <p>○自己評価に関する留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目を設定すること ・目に見える子どもの姿や活動の結果だけでなく、目に見えない子どもの状態や、活動に取り組むプロセスを大切にする ・職員相互の理解、チームワーク ・互いの保育の良さを認め合う <p>○外部評価（第三者評価等）、監査等との関連</p> <p>○評価・公表の実施に当たっての留意事項</p> <p>○自己評価の意義</p> <p>○自己評価ガイドラインの作成</p> <p>○保護者や地域住民の意見聴取の在り方助言機関（助言機関の設定等）</p> <p>○必要に応じて保育の学識経験者、保育関係者等の意見、助言の聴取</p> <p>○意見聴取の意義</p> <p>○児童福祉施設最低基準第36条 「保育所の長は、常に入所している乳児又は幼児の保護者との密接な連携をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない」</p>

第5章「健康及び安全」

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>第5章 健康及び安全</p> <p>1. 子どもの健康支援</p> <p>(1) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握</p> <p>(2) 健康増進</p>	<p>子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、保育所においては、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所の子ども集団全体の健康及び安全の確保に努めなければならない。また、子どもが、自らの体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めていくことが大切である。このため、保育所は、第1章（総則）、第3章（保育の内容）等の関連する事項に留意し、次に示す事項を踏まえ、保育を実施しなければならない。</p> <p>ア 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。</p> <p>イ 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。</p> <p>ウ 子ども心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村、又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。</p> <p>ア 子ども健康に関する保健計画を作成し、全職員がそのねらいや内容を明確にしなが、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。</p> <p>イ 子ども心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。</p>	<p>○一人一人の子どもの健康・安全</p> <p>○保育所全体の健康・安全</p> <p>○生活や遊びを通して、一人一人の子どもが丈夫な心と体をつくる</p> <p>○養護と教育の一体的取り組み</p> <p>○健康状態、発育・発達の把握に精神や運動機能の把握が含まれることを説明</p> <p>○登所時の保護者からの聞き取り、観察、連絡帳などでの確認、引継ぎの徹底等</p> <p>○子どものかかりつけ医の把握</p> <p>○虐待への対応の留意点（「児童虐待の防止等に関する法律」について）</p> <p>○子どもの心身の状態、言動、服装等などに留意する</p> <p>○要保護児童対策地域協議会との連携</p> <p>○関連事項（◎他の章に盛り込む事項）</p> <p>◎乳児保育（第3章）・障害児保育（第4章）への配慮</p> <p>○保健計画に盛り込む事項</p> <p>例・保育計画に位置づけ、全職員で子どもの健康増進を図っていくこと</p> <p>・発達に応じた配慮（幼児の睡眠への配慮、排泄等）</p> <p>・季節等に応じた配慮（健診、紫外線の予防等）</p> <p>・入所予定の子どもの健康状態や疾病等の有無を把握し入所後の保育に適切に反映すること</p> <p>・健康記録簿の活用</p> <p>・母子健康手帳の活用及び守秘義務</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
(3) 疾病等への対応	<p>ア 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、保護者に連絡するとともに、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性をいかした対応を図ること。</p> <p>イ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性をいかした対応を図ること。</p> <p>ウ 子どもの疾病や不時の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしておくこと。</p>	<p>○保健的対応の意味内容及び与薬、医療的ケアの取扱</p> <p>○学校保健法での指定伝染病等への対応</p> <p>例：学校保健法で指定されている伝染病として定められている感染症（学校伝染病）に罹った子どもが保育所に再び通い始める時期は、その出席停止期間を基本とし、子どもの回復状態に応じて、他の子どもへの感染の防止が図られるよう、嘱託医や子どものかかりつけの医師などの意見を踏まえ、保護者に指導すること。また、学校伝染病に定められていない感染症については、嘱託医などの指示に従うこと。</p> <p>○病児・病後児保育への対応</p> <p>例：体調不良の子どもや病気回復期の子どもに対する保育を実施する場合には、嘱託医や地域の医療機関の協力の下に、保健師又は看護師等を配置し、他の子どもと離れた専用のもので行うことが望ましいこと</p>
2. 環境及び衛生管理並びに安全管理		
(1) 環境及び衛生管理	<p>ア 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めること。</p> <p>イ 子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、保健的環境の維持及び向上に努めること。</p>	<p>○保育環境を職員全員で整備、向上させること</p> <p>○手洗いの重要性</p> <p>○動物の飼育、食育実践での調理体験などへの配慮</p>
(2) 事故防止及び安全対策	<p>ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。</p> <p>イ 災害や事故の発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。</p>	<p>○事故防止、災害対応、危機管理等の留意点</p> <p>○事故防止マニュアル、安全点検表（施設、設備、遊具、用具、散歩経路や公園等）、健康安全に関わる指導計画などの作成・活用</p> <p>○避難訓練計画、役割分担の確認、緊急時の対応の徹底等</p> <p>○家庭や地域との連携の重要性、保護者への説明、子どものけがなどへの適切な対応。</p> <p>○精神保健面の重要性</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
3. 食育の推進	<p>保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成を目指し、その基礎を培うことを目標として、次の事項に留意して実施しなければならない。</p> <p>(1) 子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものであること。</p> <p>(2) 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育計画及び指導計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めること。</p> <p>(3) 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。</p> <p>(4) 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合には、専門性をいかした対応を図ること。</p>	<p>○第3章「保育のねらい及び内容」との関連</p> <p>○「食育基本法」</p> <p>○「保育所における食育に関する指針」の活用</p> <p>○食育の視点からの、栄養士や調理員によって作られた食事等の物的環境と他の子どもとのかかわりや保育士により安定した人的な環境を適切に構成することの重要性</p> <p>○保育の内容の一環として、安心・安全な食事とおやつの場合を中心に、生活と遊びを通して、養護的側面と教育的側面を一体的に行うことの意義</p> <p>○第4章「保育の計画」との関連</p> <p>○保育計画との連動性、柔軟で組織的・発展的な計画の意義</p> <p>○第6章「保護者への支援」との関連</p> <p>地域の子育て家庭への食に関する相談・支援</p> <p>○食物アレルギーについての正しい知識と適切な対応</p> <p>○好き嫌いなどに対し子どもの発達や経験を配慮した個別対応</p>
4. 健康及び安全の実施体制等	<p>健康及び安全に関わる事項は、専門的な知識、経験、保護者の理解と協力等を要することにかんがみ、その効果的な実施のため、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>(1) 施設長の責任の下に、年間を通じて計画的に展開するために、全職員が連携、協力して行うこと。</p> <p>(2) 取組の方針や具体的な活動の企画立案及び保育所内外の連絡調整の業務について、専門的職員が担当することが望ましいこと。栄養士、看護師等が配置されている場合には、その専門性をいかして業務に当たること。</p> <p>(3) 保護者と常に密接な連携を図るとともに、保育所全体の方針や取組について周知に努めること。</p> <p>(4) 市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。</p>	<p>○以下の事項を解説で説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士、栄養士、調理員、嘱託医らの連携・協力 ・保健師又は看護師、栄養士などの専門的職員が置かれる場合には、その職員が担当又は分担すること ・嘱託医、保健師・看護師、栄養士の担当すべき業務 ・保護者に周知すべき事項 ・地域の専門機関と連携協力すべき事項 <p>○嘱託医、地域の医療機関、療育機関、保健センター、保健所、児童相談所、警察、消防署、関連産業など地域の関係機関と十分連携・協力を図る。また、子どもの保育を通して小学校との連携をすすめる。</p> <p>○地域の様々な保健活動の情報提供や関わり</p> <p>○乳児(1.6)健診・3歳児健診、その結果の活用</p>

第6章「保護者に対する支援」

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
第6章 保護者に対する支援	<p>保育所における保護者への支援は、保育士等の業務であり、その専門性をいかした子育て支援の役割は、特に重要なものである。保育所は、第1章（総則）に示されているように、その特性をいかし、保育所に入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭への支援について、職員間の連携を図りながら、次の事項に留意して、積極的に取り組むことが求められる。</p>	<p>○関連する法令及びその意義を説明 （児童福祉法第18条の4・同第48条の3、児童福祉施設最低基準第36条等）</p> <p>○次の事項を解説で説明 ・「支援」の意味内容 ・保育所の特性の意味及び特性を生かした子育て支援の今日的意義 ・地域社会の様々な資源とそれらとの連携、協力について ・保護者同士の交流や親子の関わり、地域の人との関わりを促し、つなげていく。 ・災害時等における保育所の役割。地域や保護者とともに子どもの生命と生活を守り支えること。</p> <p>・「養育力」の意味内容 及びその向上の意義 ・「相談」「援助」と「保育指導」の意味内容</p> <p>○保育指導の内容及び方法（ソーシャルワーク技術等を含む）を説明</p> <p>○保護者懇談会や保育参加、行事や親子の遊びなど保育所の特性や環境を生かすことの具体的内容を明記</p> <p>○関係機関との連携の意義及びその内容・方法を説明 児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健センター、教育委員会等</p> <p>○地域における保育に関する情報の熟知及びそれを提供する役割の意義及び地域の保育資源と連携すること、活用することの意義を説明</p> <p>○子どもの通常保育と一体に行われる保護者に対する支援の内容及び方法を説明。特に集団的、個別的相談・援助の機会における関わりの重要性を説明</p> <p>○保護者のニーズに応じた多様な保育サービス（延長保育、夜間保育、休日保育、病児・病後児保育等）の内容及び留意点を説明</p> <p>○保護者への日々の保育の意図を説明する努力（保育のねらいや内容、子どもの発達、健康、食事、けんか等友達との関わりの中で育つことについて）</p>
1. 保育所における保護者に対する支援の基本	<p>(1) 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視すること。</p> <p>(2) 保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有すること。</p> <p>(3) 保育に関する知識や技術などの保育士の専門性や、子どもの集団が常に存在すること等の保育環境など、保育所の特性をいかすこと。</p> <p>(4) 一人一人の保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係に配慮して、保護者の養育力の向上に資するよう、適切に支援すること。</p> <p>(5) 子育て等に関する相談や助言に当たっては、保護者の意向を受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者一人一人の自己決定を尊重すること。</p> <p>(6) 地域の子育て支援に関する資源を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携及び協力を図ること。</p>	
2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援	<p>(1) 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援は、子どもの保育との密接な関連の中で、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信、会合や行事など様々な機会を活用して行うこと。</p> <p>(2) 保護者に対し、保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めること。</p> <p>(3) 保育所において、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、通常の保育に加えて、保育時間の延長、休日、夜間</p>	

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>3. 地域における子育て支援</p>	<p>の保育、病児・病後児に対する保育など多様な保育を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努めること。</p> <p>(4) 子どもに発達障害等の障害がある場合や、発達上の課題が見られる場合には、関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。</p> <p>(5) 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。</p> <p>(6) 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所等に通告し、適切な対応を図ること。</p> <p>(1) 保育所は、児童福祉法第48条の3に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、次に掲げるような地域の保護者等に対する子育て支援を積極的に行うよう努めること。</p> <p>ア 地域の子育ての拠点としての機能</p> <p>(ア) 子育て家庭への保育所機能の開放（施設及び設備の開放、体験保育等）</p> <p>(イ) 子育て等に関する相談や援助の実施</p> <p>(ウ) 子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進</p> <p>(エ) 地域の子育て支援に関する情報の提供</p> <p>イ 一時保育</p> <p>(2) 市町村の支援を得て、地域の関係機関、団体等との積極的な連携及び協力を図るとともに、子育て支援に関わる地域の人材の積極的な活用を図るよう努めること。</p> <p>(3) 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもをめぐる諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携、協力して取り組むよう努めること。</p>	<p>○家庭とのパートナーシップ</p> <p>○法令（児童虐待の防止に関する法律、発達障害者支援法及び社会福祉法等）に基づき、保育所が行わなければならない対応について説明</p> <p>○様態に応じた個別的な援助の内容及び方法について説明</p> <p>○地域における子育て支援の基本的留意点の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の知識、技術を活用した子育て支援（例：親子遊び、離乳食作り、食に関する体験等） ・地域の保護者が安心して利用できる環境、態度、心がけ ・保育ソーシャルワークの原理（保護者の話の受容、自己決定の尊重、個人情報取扱） ・要保護児童対策地域協議会 <p>○子育て支援の各取組の意義及び留意点の説明</p> <p>○保育所における相談や援助の特性等を踏まえ、また、子育て支援事業（児童福祉法第21条の9）との連携等に十分留意して行うこと。</p> <p>（保育所で取り組むことがふさわしい活動と他の機関などで取り組むことが望ましい活動があること等）</p> <p>○保育所の行う一時保育の意義・留意点についての説明</p> <p>○保育所で取り組むことが</p> <p>○地域の保育資源（つどいの広場、家庭的保育（保育ママ）、ベビーシッター、ファミリーサポートセンター等）との連携や活用の意義</p> <p>○地域の子育て支援の発展型取組として、地域の機関や団体と連携した活動（例：出産前の妊婦に対する支援、困難な状況を抱える家庭への訪問等）の意義、方法、留意点等</p> <p>○子育て、保育に関わる様々な人や場をコーディネートする</p> <p>○要保護児童対策地域協議会への積極的参画 等</p>

第7章「職員の資質向上」

	指針に盛り込むことが考えられる事項	
<p>第7章 職員の資質向上</p> <p>1. 職員の資質向上に関する基本的事項</p> <p>2. 施設長の責務</p>	<p>第1章（総則）から前章（保護者に対する支援）までに示された事項を踏まえ、保育所は、質の高い保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び職員集団の専門性の向上を図ることが求められる。</p> <p>職員の資質向上に関しては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>（1）子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となること。</p> <p>（2）職員一人一人が、保育実践や研修などを通じて保育の専門的知識及び技術などを高めていくとともに、保育実践や保育内容に関する職員の共通理解を図り、協働性を高めていくことが、保育所全体の保育の質の向上につながること。</p> <p>（3）職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を基盤として自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って保育に当たること。</p> <p>施設長は、保育の質の向上のために、次の事項に留意するとともに、職員の資質向上のために必要な環境の確保に努めなければならない。</p> <p>（1）施設長は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めること。</p> <p>（2）第4章（保育の計画及び評価）の2の（1）（保育士等の自己評価）及び（2）（保育所の自己評価）等を踏まえ、職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制をつくること。</p>	<p>○保育所の質の向上 ○職員集団の質の向上 ○一人一人の職員資質の向上</p> <p>○保育所に求められる今日的役割について ・保育の専門性とともに対人援助職としての専門性 ・マネジメント力 等</p> <p>○職員の資質向上、自己研鑽の意義、目的</p> <p>○職員の資質向上の基盤となるもの</p> <p>○職員一人一人の資質向上と保育所全体の資質向上 ○職員の協働、チームワークの重要性 ○カンファレンスやケース会議などの必要</p> <p>○職員の仕事への意欲、モチベーションを高める</p> <p>○保育所の機能及び質の向上と施設長の役割・リーダーシップ ○施設長の職務とその専門生の向上</p> <p>○職員体制、研修等の確保のための創意工夫</p> <p>○施設長として求められる資質の内容</p> <p>○評価、自己評価との関連性 ○計画→実践→評価→改善のサイクルの重要性 ○職員の共通理解に基づくチームワークの重要性</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
3. 職員の研修等	<p>(3) 職員及び保育所の課題を踏まえた保育所内外の研修を体系的、計画的に実施するとともに、職員の自己研鑽に対する援助や助言に努めること。</p> <p>(1) 職員は、子どもの保育及び保護者に対する保育に関する指導が適切に行われるように、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持並びに向上に努めなければならない。</p> <p>(2) 職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や地域の関係機関など、様々な人や場との関わりの中で共に学び合う環境を醸成していくことにより、保育所の活性化を図っていくことが求められる。</p>	<p>○体系的な研修内容（施設長、保育士等）やその意義</p> <p>○人材育成の視点</p> <p>○主任保育士等の協力による保育所の研修システムづくり</p> <p>○職員全員の研修の意義及び必要性の共通理解</p> <p>○職員一人一人の経験や課題等に応じた（階序性、継続性をもたせた）研修機会の確保</p> <p>○所内研修充実のための方法・方策・留意点</p> <p>○外部の資源の活用（専門家、専門機関等との連携、保育補助者の確保等）</p> <p>○実習生やボランティアの受け入れ等について</p> <p>○学び合う土壌作り</p> <p>○児童福祉施設最低基準第7条の2 「児童福祉施設の職員は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 ②児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない」</p>

「保育所保育指針」改定に関する検討会ワーキンググループについて

◎ 趣旨

「保育所保育指針」改定に関する検討会（以下「検討会」）中間報告を受け、最終報告の作成に向けて更に検討すべき事項について専門的に調査審議するために、検討会にワーキンググループを設置する。

◎ 調査審議事項

- (1) 保育所保育指針の解説に盛り込むべき事項
- (2) 保育所保育指針素案の内容に関する事項
- (3) 中間報告で指摘された今後の検討課題に関する事項
- (4) その他、調査審議することが適当と主査が認めた事項

◎ 組織体制等

- (1) 保育所保育指針の内容に即し、次の5つのワーキンググループを置く。
 - ①総則ワーキンググループ（主査：大場幸夫座長）
 - ②発達・保育内容ワーキンググループ（主査：民秋言委員）
 - ③計画・評価、資質向上ワーキンググループ（主査：増田まゆみ委員）
 - ④健康・安全ワーキンググループ（主査：高野陽委員）
 - ⑤保護者支援ワーキンググループ（主査：網野武博委員）
- (2) 各ワーキンググループには、検討会委員のほか、各分野に関する有識者を協力者として加えることができるものとする。

◎ 日程

- (1) 最終報告を年内（12月中）を目途に取りまとめることを目指し、各ワーキンググループにおいて審議を進める。
- (2) ワーキンググループ全体会合を2回程度（8月、11月）開催するほか、適宜、各ワーキンググループ主査による連絡調整会合を開催するものとする。

前回（第 12 回）の検討会における主な意見

○一委員 ◎一事務局

[義本保育課長より「中間報告骨子案」についての説明]

- ◎まず「改定の背景」として、子どもの生活の環境や子育ての環境が変化する中で、保育所に期待される役割が深化・拡大しているということ。そのことを踏まえて保育所の役割・機能が適切に発揮できるよう保育の質を高めることが求められている。
- ◎「改定に当たっての基本的考え方」の一つは、厚生労働大臣の告示化とし、最低基準としての性格を明確にする。それと併せて「保育所の創意工夫や取組を促す観点から、内容の大綱化を図り、全 7 章に整理・再編、中身についても精選し、明解でわかりやすい表現・構成にする。また、指針を補足する解説(ガイドライン)を一体的に作成していくという 4 点についてご審議いただいたことを基に挙げている。
- ◎「改定の内容」について、改定のポイントとしての 1 点目は「保育所の役割」であり、まず、子どもにとって最もふさわしい生活の場ということを基盤に据えた上で、保護者への支援、保育士の業務の明確化、あるいは職員間・地域の連携、そして、保育所の説明責任、社会的責任についても明示した。2 点目に「保育の内容、養護と教育の充実」であり、保育所保育の特性である「養護と教育が一体的に」という点が強調されている。「保育の内容」では、どの発達過程区分にも共通する基本的な事項と、乳児あるいは 3 歳未満児、3 歳以上児に特有の事項に触れ、誕生から就学までの長期的視野と子どもの発達の連続性を踏まえるとした。また、保育所における健康・安全・食育の体制をどのように整備していくのか。特に専門的な職員をしっかりと担当させ、園全体として計画的に取り組んでいくべきとした。3 点目の「小学校との連携」について、保育内容の工夫、あるいは育ちを支える資料等を小学校へ送付ということを示した。また、「保護者に対する支援」に関して、保育所がその特性を生かして積極的に支援していくという役割とともに、特に保護者と共に子育ての喜びを共有し、保護者の養育力や、より良い子育て環境を築くという支援について触れている。次に、「計画・評価・職員の資質向上」では、計画の作成と、それに基づく実践とともに、その内容について自己評価し、公表していくという新しい視点を盛り込んだ。自己評価と併せて、研修・研鑽を通じて資質の向上、職員集団全体の専門性の向上を図り、そのためにも施設長の責務について明確にした。
- ◎「改定に伴う今後の検討課題」として、まず、新しい指針の趣旨・内容をいかに伝達し、普及していくのかという点。日常的に保育現場で活用されるための研修の充実とともに、最低基準として行政への周知をしっかりと行い、さらに保育士養成施設に対しても働きかけていかなければならない。2 点目は「保育内容の充実に資する制度改正」ということで、具体的には現行の「児童福祉施設最低基準」第 35 条の見直しが必要であろう。3 点目は保育に従事する人材の安定的な確保あるいは定着のための取り組みについて触れている。4 点目は、保育環境等の整備であり、保育内容の充実あるいは保健や安全の確保、食育の推進という観点から、必要な財源の確保とともに業務の効率化あるいは見

直しを図るということを前提に、保育の環境の充実・改善・方策について挙げさせていただいた。そして、それらのことをまとめるという形で、「保育の質の向上に関するプログラムの策定」ということを行っている。国あるいは地方自治体も含め、一体的に進めるためのプログラムを策定してはどうかという提案である。

- ◎中間報告は、この骨子をもとに起こす5ページほどのものに資料3の左側にある「指針に盛り込むことが考えられる事項」をまとめて、中間報告の別添という形で添付する予定である。
- ◎現在、「学校教育法」の改正を受けて「幼稚園指導要領」の検討が急ピッチで行われ、19年度中に策定することになっている。幼稚園教育要領の改訂を踏まえ、幼保が整合性を図ることから、必要などころについては、再度検討することがあるということ、中間報告にも触れさせていただく。

[中間報告骨子案についての検討]

- 別添で指針の本体を添付すること賛成だが、その右側の「解説書で解説、説明されることが考えられる事項」を削除するのは、どうしてか。
- ◎資料右側の解説の方に含む事項については、今後ワーキンググループでさらにご審議いただくと理解している。
- 「改定に伴う今後の検討課題」として、改定指針が施行されるまでの1年間の間に進めるべきこととして、行政機関に対する周知という性格をもっと明確にすべきである。都道府県や市町村の職員の方に、指針の重要性や指針を踏まえる業務を十分推進してほしいということを強調した方がよい。
- 本体の骨子案のところ、全体の項目は今までのことが網羅されていると思う。さらに、子どもの最善の利益という一番基本になるところを強調していただきたい。
- 指針の解説と自治体通知の関係は、どのようになるのか？解説書を行政としてどう位置付けるのか？
- ◎解説書としてイメージしているのは「幼稚園教育要領解説」であり、告示の部分プラス解説の部分も一体となった合本である。厚生労働省としてクレジットを入れ、指針を解説するものとして示す。法令を補う行政文書ということで、一定のガイドラインという性格を帯びると思う。他方、行政通知では自治体に対してこの指針のポイントあるいは行政として留意いただきたい点を中心に伝える。例えば監査との関係あるいはプログラムの策定も含め、実際に自治体として何をやっていただきたいのかということを中心に構成していくという仕分け、整理をさせていただきたい。
- 厚生労働省で、こういう解説という形で行政文書を出すといった例はこれまでないのではないか。解説に書かれていることが、指針の告示についての厚生労働省の有権解釈だと捉えられてしまうと現場の保育を縛ってしまうのではないかという懸念がある。そういう意味では解説書の性格付けをしっかりと併せて書いていく必要がある。
- ◎解説書作成は指針の中身をどのように現場に伝えていくかという問題であり、その表現ぶり等については丁寧に説明するなど工夫が必要。解説書はあくまでも創意工夫を促していくという観点で、それが反映できるような文章あるいは内容に深めたい。

- 解説書は告示の内容をもっと丁寧に、何を言っているのか、これは大事なことだという意味の解説であり、ガイドラインではない。そういう趣旨を今後しっかり伝えていくとともに、行政通知の内容を吟味することも必要。
- （指針の内容を）「補足する」を「説明する」という言葉に変えた方がよい。補足というと、指針が持っている拘束性、法的な性格を感じさせる。指針を保育現場に下ろしたとき、具体的にどう展開するかということの説明書だと（解説書を）とらえてきた。
- 「小学校との連携」というところに保育現場ではかなり危惧を抱き、今までと違う教育観を持ち込まれるのではないかと心配する向きもある。言葉としても小学校との接続だけではなく「連携」としてほしい。また、資料送付だけが小学校との連携ではなく、様々な交流なども重要である。
- 「4.改定に伴う今後の検討課題」の「保育の内容の改善、これに伴う保育環境の整備や運営の合理化・効率化などの施策を」という部分の「合理化・効率化」は誤解を招く言葉である。受け取る方によっては危惧を抱くのではないか。
- 「4.改定に伴う今後の検討課題」に「保育に従事する人材の確保と定着」とあるが、この定着を考えたときにやはり条件整備がとても大事であり、今後保育士の資格をどのように格上げしていくのかということも関わってくると思う。

〔天野保育専門より「たたき台修正案」についての説明〕

- ◎ 前回までの検討、討議からの変更点を挙げる。
 - ・第1章「総則」の「2.保育所の役割」は、これまで「保育所の役割・機能」としていたものから「機能」を落とした。「保育の目標」では、改正された「学校教育法」第22条、第23条なども踏まえて、文言を足している。
 - ・第2章「子どもの発達」では、まずは乳幼児期の発達の特性を示して、この特性を踏まえて保育をしていくというような示し方をしたが、特に前文について精査した。これまでⅠ期「6カ月未満児」などと示していたところは「おおむね」という言葉盛り込んだ。そして、例えばⅠ期において「4カ月程度から」などと示されていたが、具体的な月齢は除いた。そして、均一的な発達の基準ではなく、こうした発達の道筋をたどる、発達の連続性が重要であるということを強調した。また、Ⅰ期だけではなくⅡ期においてこそさらに愛着を基盤とした身近な人とのかかわり、愛着の形成が深まるということも付け加えた。
 - ・第3章は、まず前文のところで「養護」と「教育」について、「5領域」について、「ねらい」と「内容」の関係・内容について、丁寧に示した。また、「保育士」は「保育士等」に変更した。「『ねらい』及び『内容』について、保育の目標を達成するための具体的内容把握の視点として」養護と教育を「両面から示している」とした。

「教育に関わるねらい及び内容」は、現行の「幼稚園教育要領」に0～2歳の子どものことを付け加えるという形で、「幼稚園教育要領との整合性を図っている。その中で、多文化共生と五感に関する記述について、幼稚園教育要領にはない視点で付け加えている。」

・第4章では、自己評価の重要性をさらに強調して示した。小学校への資料送付については個人情報保護との関連を重々配慮しなければならない。さらに顔の見える連携、小学校、幼稚園を含めた連携が必要である。また、「児童福祉最低基準第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聞くことが望ましいこと」とした。

・第5章では、虐待の対応等について、不適切な養育の兆候が見られた場合に保育所は対応すべきで、虐待は予防的な観点が非常に重要であるということ踏まえ変更した。

「要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図る」ことの必要性も強調された。「3.食育の推進」については、「調理員」という給食の調理を担当する職員の方について新たに触れた。また「栄養士、看護師等が配置されている場合には」「専門的職員が担当することが望ましい」という内容を他章ともそろえた文面で盛り込んだ。

・第6章においては、「より良い親子関係の構築」から、「保護者と子どもとのより良い関係」という言葉に変えている。また、発達障害等の障害がある場合への保護者に対する支援、育児不安についての支援、そして虐待等が疑われる、あるいは不適切な養育等が疑われるところでの支援についての三つを分けて記した。

・第7章は前回の検討を踏まえ、まず「職員の資質向上」の目的や意義を明らかにした。

「職員の資質向上に関する基本的事項」を抑えた上で「2.施設長の責務」そして「3.職員等の研修」につなげている。

[指針たたき台修正案についての検討]

- 「保育の原理」の「(1)保育の目標」のアのところ、現指針のように「子どもは豊かに伸びていく可能性をそのうちに秘めている」と、最初に子ども観を掲げることが「保育の目標」では大事ではないか。
- 「2.保育所の役割」の(4)の3行目の「倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって」の「判断」という言葉について。「知識」と「技術」はツールとしてわかるが、「判断」というのは、例えば「判断力をもって」など、「判断」だけではいまいとわからないという感じがする。
- 「2.保育所の役割」の(3)では、地域の子育て力の強化ということもあるので、4行目は「地域の子どもやその保護者に対する子育て支援等を行う役割」としてはどうか。
- 「4.保育所の社会的責任」のところ、保育所が災害時の役割等を含め、ライフラインの役割を果たしているということをとここに書き込んではどうだろうか。
- 文章が非常に長い箇所と要点を箇条書きに書いている部分とがある。全体の構成のバランスをご配慮いただきたい。
- 「発達過程」の分け方における「1歳3カ月未満児」の根拠を〈たぶん歩行の問題だろう〉解説書で説明してほしい。
- 「遊びを重視した総合的な保育をすることが大切である」という書き方より、修正前の「遊びを通した」の方があいまいでなくよいと思う。
- Ⅱ期に「愛着を基盤とした」というのが入ったことは非常によかった。さらに、「特定の大人との関係」をもう一度検討していただきたい。

- 「愛着」という言葉について、この時期の重要性は誰もが認識していると思うが、しかし、一方で愛着障害など、広く使われてきており混乱が生じる可能性もある。告示の言葉としては適当ではないと思われる。
- 第2章「子どもの発達」の前文のところの前半部分は発達論であり、後半部分は保育論・援助論となっているところが気になる。
- 「(2)乳児保育に関わる配慮事項」のウの「乳児保育に関わる職員間の」のところで、現行の保育指針には「保健師及び看護師」という言葉が入っている。乳児保育での看護師の役割は非常に大きいので、看護職等のことを入れていただきたい。
- 「保育所の社会的責任」で「保育所は、法令に基づき」とあるが、ここだけに「法令に基づき」という言葉が出ているのはなぜか？
- 「保育の実施上の配慮事項」の「(1)保育に関わる全般的な配慮事項」で、現行の「保育の方法」にある、例えば性別による固定的な役割分業意識を植え付けないとか、人権に配慮するとか、身体的苦痛や人格を辱めるようなことをしないとか、守秘義務とか、それらをここにに入れるのがよいのではないか。
- 解説書に発達過程に応じた午睡、午睡をしないことへの配慮を含め、盛り込んでいただきたい。
- 新しく加わった⑮の「外国の人など、自分とは異なる文化を持った人の存在に気付く」という部分について、これを入れる意図がいまひとつわからない。
- 「自分と異なる文化の存在に気付く」ならよいのではないか。人の存在に気付くというのが大変わかりづらいかと思う。
- 「子ども同士の協同的な関係を大切にする」「組などの中での協同的な関係とが促されるよう」という「協同的な関係」について定義があいまいなのではないか。
- 「小学校への円滑な接続」という表現も、もう少し検討していただきたい。
- 現指針の「保育士の姿勢と関わりの視点」は現場で大変参考にされているので、これを解説に入れていただきたい。また、年齢別〈発達過程ごと〉の内容を少し解説していただかないと現場での実践が難しいのではないかと思う。
- 「子どもの育ちを支えるための資料」という表現は非常に曖昧でイメージしにくいので、解説で具体的な説明が必要である。
- ◎この表現は、「認定子ども園」の制度を発足するときに課長通知で使っている。幼稚園の方で作成している「指導要録」を参考に、育ちを支える資料を作ってくださいという趣旨の通知である。
- 「要保護児童対策地域協議会」について、「児童福祉法」第25条の2で、市町村に置くことができるという形になっているが、どのくらい設置されているのか？
- ◎厚生労働省としてもたいへん力を入れているところで、すべての市町村に設置いただくという目標でかなり精力的にやっている。
- 食事そのものが給食という形態を通して提供されているということが大切であり、食育計画においても食事の提供と評価・改善ということを強調したい。給食を調理員と栄養士に任せきりにしないで、全体の保育計画の中に位置付けることが必要である。
- 「地域における子育て支援」の解説書の方に「保育所における相談や援助の限界を踏まえ」とあるが、限界ではなく、役割分担と連携の問題であろう。

- 5章「1.子どもの健康支援」の(1)のウと6章の2.(5)と(6)が重複しているように思われる。虐待防止という非常に重要な事柄であることを踏まえ、再度整理する必要があると思われる。
- 保護者からの意見や要望を受け止めていくという表現はある種とても大事なことではあるが、園の方針とどうしても合致しないような場合があると思われ、場合によっては保育所が毅然とした対応を取るということも大切なのではないか。
- 第7章は、自己研鑽を推奨する規定ぶりが強いと思われる。自己研鑽は上から言われなくても自分からすることなので、違和感がある。
- なぜ職員の資質向上が必要なのかということで、新しい時代や新しい保育に即応した新たなスキルや知識が求められてきているということを書き込む必要がある。子どもの発達をしっかりとアセスメントする力、あるいは子どもの集団と個の関係を捉えるなど、いわば集団のマネジメント力が必要になってきているということを、しっかりと書き込んだらどうだろうか。
- 今回の指針の大事な特長は、子どもの思いや気持ちをしっかりと受け止めるということが入っているという点である。そうすると受け止めるためのスキルがあるはずで、そうしたものも、保育士の技術として必要だろう。
- 「カンファレンス」について、職員相互の協働やチームワークを高める点からもいっても重要である。園内研修における保育者相互の学び合いが必要だろう。
- 自己研鑽というのでは、本人の工夫と意欲に任せたと感じになってしまうので、精神論に流れず、「職員の研修等」を具体的に記述する必要がある。
- 施設長は職員の研修の機会の公平性を常に考慮する必要がある。
- 保育指針改定に伴う課題として「指定保育士養成施設における講義・演習内容等の見直し」というものが出された。しかし、保育士だけでなく、これだけ保育の内容に看護師や栄養士が関わってくるならば、看護師や栄養士などの養成施設においても保育内容の理解が深められ、その中で専門性を生かすことができるようなカリキュラムの見直し等を、同じ省庁の中ですので、ぜひ進めていただきたい。

[座長によるまとめ]

- 次回の検討会において、中間報告を取りまとめることは、中間とは言いながら、大きな節目であり、納得いく形で、皆さんと一緒にプレス発表まで持っていきたい。その後、複流のような形での作業が続くので、違和感があること、あるいはこの辺りが気になるということはぜひ早いうちにご発言いただいて、解決を図り、今回の改定の作業として禍根を残さないようにしていきたい。どのような点に関してでもお気づきのことは座長や事務局にお寄せいただきたい。ただ、ご承知のように全部を盛り込むというのは、なかなか難しく、そこはどこかで取捨選択せざるを得ないと思われる。そんな形で次回につないでいけるようにしたいと思う。